

公益社団法人 日本図書館協会 図書館情報学教育部会

会 報 第 109 号

2015 (平成 27) 年 3 月 3 日発行 編集・発行 図書館情報学教育部会

目 次

第100回全国図書館大会第7分科会（学校図書館1）の報告

テーマ： これからの学校図書館と学校図書館専門職員 ―文科省報告書を中心に―

- 報告 (1) 「学校図書館法の改正を踏まえた今後の施策等について」
（内藤敏也 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）…………… 2
- 基調講演 「文部科学省報告書の学校図書館担当職員（「学校司書」）について」
（大串夏身 昭和女子大学特任教授）…………… 4
- 報告 (2) 「『文部科学省調査研究協力者会議』に参加して
～横浜市の学校司書配置事業に重ねて考える～」
（堀部尚久 横浜市立並木中央小学校長）…………… 7
- 報告 (3) 「文科省調査研究協力者会議に参加して
～学校図書館のはたらきと学校司書の仕事について考える～」
（加藤容子 津山市立北陵中学校学校司書）…………… 9
- 研究討議…………… 12
- 参加者の感想 「学校司書の養成の方向性を探して」（種村エイ子）…………… 13
「第100回全国図書館大会第7分科会参加報告」（根岸輝美子）…………… 14
- 参加者のアンケートから…………… 14

第100回全国図書館大会第10分科会（図書館情報学教育）の報告

テーマ： 世界の図書館情報学教育

- 報告 (1) 「将来的な図書館・情報サービスに向けた教育と訓練のあり方：『IFLAトレンドレポート』による
洞察とグローバルに進化する情報環境における図書館・情報教育のニーズ」
（ジェニファー・ニコルソン (Jenifer Nicholson) IFLA事務局長）…………… 17
- 報告 (2) 「韓国文献情報学教育の現状と課題」
（ユン・ヒュン (尹熙潤) 韓国図書館協会会長）…………… 20
（翻訳：松山 巖 (玉川大学)）
- 報告 (3) 「北米における図書館情報学教育」
（コートニー・ヤング (Courtney L. Young) アメリカ図書館協会会長）…………… 28
- 報告 (4) 「アリゾナ州における図書館情報学教育」
（ジーン・プフェンダー (Jeanne L. Pfander) アリゾナ図書館協会…………… 32
ホーナー・フェローシップ委員会委員長）
（アレクサンドラ・ハンフリーズ (Alexandra Humphreys) 同委員会次期委員長）
- 報告 (5) 「筑波大学図書館情報メディア研究科の紹介：図書館情報大学からiSchoolに至るまで」
（杉本重雄 筑波大学図書館情報メディア研究科研究科長）…………… 34
- 質疑応答…………… 36
- 参加者の感想 「世界標準の図書館情報学教育」（角田裕之）…………… 37
「グローバルな図書館の世界とアリゾナ州との図書館員交流」（小泉 徹）…………… 38
- 参加者のアンケートから…………… 38
- 2014年度 第2回研究集会のご案内…………… 40

第100回全国図書館大会第7分科会（学校図書館1）の報告

2014年度の全国図書館大会第7分科会は、11月1日（土）午前、明治大学駿河台キャンパス（東京）において、学校図書館部会、全国学校図書館協議会との共催で行われた。テーマは「これからの学校図書館と学校図書館専門職員 一文部省報告書を中心に」で、141名の参加があった。

<報告(1)>

学校図書館法の改正を踏まえた 今後の施策等について

内藤 敏也

（文部科学省初等中等教育局
児童生徒課長）

現在、学校図書館の整備充実は重要な課題となっている。学校図書館には「読書センター」としての機能とともに、「学習センター」や「情報センター」としての機能も大きく期待されるようになってきている。このような学校図書館について、各種の調査を見ると、読書好きの子供ほど学力や意欲が高い等、学校や家庭における指導を通じて子供に読書習慣を身に付けさせることは大変重要なことと考えられること、また、学校司書が配置されている学校の方が、学校図書館を活用した授業を行っている、児童生徒の読書量が多い等の傾向があること等が明らかになっている。さらには、学校司書が配置されている学校図書館は子供の「心の居場所」としても機能しているとの指摘もあるところである。

このように学校図書館の意義が高まっている中、第186回通常国会において、学校図書館議員連盟が中心となって検討された「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、専ら学校図書館に関する職務に従事する職員として「学校司書」（以下、学校図書館担当職員については、単に「学校司書」という。）が法律上位置付けられた。

文部科学省としては、学校図書館の整備充実のため、これまで様々な施策に取り組んできたところであり今後、改正法の規定等を踏まえつつ、必要な施策を検討してまいりたい。

(1) 「学校図書館図書整備5か年計画」等の推進について

文部科学省では、平成5年に「学校図書館図書標準」

を設け、小・中学校の学校規模に応じて整備すべき蔵書数の目標を定めている。

その上で、この図書標準の達成に向け、学校図書館の図書の計画的な整備が進むよう、平成5年より「学校図書館図書整備5か年計画」を定め、計画的に地方財政措置を講じてきた。

この「学校図書館図書整備5か年計画」は、学校図書館関係者をはじめとする教育委員会、学校関係者、関係国会議員の方々からの要請のもと、数次の改訂が行われており、内容の充実が図られている。

平成24年度に最新の第4次の「学校図書館図書整備5か年計画」においては、現在は、平成28年度までの5か年の整備を進めているところであり、

- ・図書整備経費：単年度約200億円（5年総額約1,000億円）

とともに、今回からの新たな内容として、

- ・新聞配備経費：単年度約15億円（総額約75億円）

を盛り込んでいる。

また、学校司書の配置については、地方の独自の取組としてはじまり、公立小・中学校においても5割近くの学校において配置されてきた状況を踏まえ、平成24年度の地方財政措置において、新たに、学校図書館担当職員の配置経費（約150億円、単年度措置）が盛り込まれた。これは5か年計画に含まれておらず、各年度で要望していかなければならないが、平成25、26年度も同額措置されている。

これらの措置は地方財政措置であり、用途を特定しない一般財源である。このため、整備計画等を推進していくためには、各教育委員会において財政当局の理解を得て、これを予算化していく必要がある。文部科学省では、今後、このような地方財政措置の内容や、学校図書の整備や学校司書の配置を充実することで期待される効果等についてまとめたパンフレットを作成する予定である。

このパンフレット等を参考に、各地方公共団体において、学校図書館の充実に関する意義や政策効果等の理解が進むことを期待している。

(2) 学校司書等の資質能力の向上に係る取組について

学校司書の役割については、昨年度、文部科学省に「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」が設置され、平成26年3月に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」がとりまとめられたところであり、まずは、この報告書の内容等について周知を図っていくことが重要と考えている。

報告書においては、これからの学校図書館には、①読書活動の拠点となること（「読書センター」）、②授業のねらいに沿った資料を準備し各教科等における学習支援を行うこと（「学習センター」）、③情報活用能力の育成に関すること（「情報センター」）としての機能を発揮することが期待されていると整理している。

また、学校図書館がこのような機能を発揮するため、学校司書は、①学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能、②児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能を兼ね備えることが重要であるとされている。

この報告書の内容等を踏まえつつ、文部科学省では、今後、司書教諭や学校司書をはじめとする学校図書館に携わる教職員の資質能力の向上の助けとなるような資料の作成を検討しており、それも活用しつつ、学校図書館の意義や学校司書の役割等について一層周知を図るとともに、さらなる資質向上のための取組について今後も検討してまいりたい。

(3) 学校図書館法の一部を改正する法律の趣旨等の周知について

改正学校図書館法第6条第1項においては、学校には、学校司書を置くよう努めなければならないとされた。

学校に学校司書を配置するか否かを判断するのは、学校の設置者である。文部科学省としては、学校の設置者である地方公共団体等において、改正法の内容や趣旨、学校図書館の有用性や学校司書の役割等を十分に理解していただくことが必要であると考えている。このため、平成26年7月29日には学校図書館法の改正に係る公布通知を発出し法改正の趣旨等を全国に周知したところである。

また、学校図書館の利活用を進めるためには、司書教諭や学校司書だけでなく、研修や予算措置を企画する教育委員会や学校の管理職である学校長も、学校図書館の利活用の意義、司書教諭や学校図書館担当職員の役割・職務等について十分に理解し、リーダーシップを強く発揮することが重要である。

このため、平成26年度秋に、都道府県・指定都市教育委員会の学校図書館担当指導主事を対象に、国の施策の説明、優れた取組に関する情報提供、研究協議等を行う連絡協議会を開催することを予定しており、この場を通じて、学校図書館の利活用に関する国からのメッセージを直接、教育委員会の担当者に伝え、そこから全国各地の学校での実践につなげていきたいと考えている。

(4) 学校司書の資格の在り方、養成の在り方等の検討について

さらに、改正法の附則第2項においては、国は、法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書として資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

文部科学省としては、附則を踏まえつつ、速やかに検討を進めていくことが重要と考えており、今年度は、現に学校図書館に配置されている学校司書の資格の取得の状況等、実態の調査を早急に進めていきたいと考えている。その上で、資格の在り方、その養成の在り方等について、地方公共団体の取組の状況や、学校図書館関係者の意見を丁寧と伺いながら、政府としての検討を進めていきたい。

改正学校図書館法の提案理由説明にあるとおり、学校教育において、児童生徒の確かな学力を育成するためには、言語活動や探求的な学習の充実が必要であり、同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められており、これらの活動の充実のためには、学校図書館を利活用できるよう、整備を進めていくことが重要である。

文部科学省としても、今回の学校図書館法の改正を踏まえ、学校図書館の利活用が一層進むよう、関連施策の充実を検討してまいりたい。

〈基調講演〉

文部科学省報告書の学校図書館担当職員 〔学校司書〕について

大串夏身（昭和女子大学特任教授）

はじめに

本年（2014年3月）、文部科学省内に設置された学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議の報告書「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」が発表されました。これは前年（2013年）8月以来、17名の協力者会議のメンバーによる調査・研究の結果をとりまとめたもので、その後の学校図書館法の改正の折には、改正案に明記された「学校司書」の職務内容について議論をすすめるために役立てられたものです。また、その後（今後）、進められるであろう「学校司書」の資格、養成、研修等の検討のたたき台になるものといえます。

この会議の委員としてとりまとめに参加した者として、本日は、報告書の内容についてご紹介するとともに、いくつかの事柄について、意見を述べたいと思います。ただし、意見は個人的な意見であることをお断りしておきたいと思います。

1. 調査研究協力者会議設置の目的と調査研究について

協力者会議設置の目的は、2013年8月の第1回会議の冒頭で、文部科学省から説明がありました。

それによると、まず、背景についてですが、

- (1) 新しい指導要領が全面実施され、そこでは、言語活動の充実、探究的な学習を大きな柱に位置づけて、学校図書館はその展開する上で重要な役割を果たすべく期待されている。
- (2) 学校図書館担当職員については、ここ数年、各自自治体において増加している。これは、単年度の地方財政措置ということもあるが、厳しい地方の財政状

況の中においてもその必要性が強く認識されているからだと思われる。

- (3) しかし、学校図書館担当職員の意義や役割、あるいはその質の確保について国・行政としてどう支援するかということについては、今後の課題になっている。
- (4) 今回、協力者会議を設置した目的は、学校図書館担当職員の役割、あるいはその資質の向上策について取りまとめ、各地域、あるいは学校の参考になる資料を作成したい、という説明があり、具体的な調査研究事項は、(1)学校図書館担当職員の担うべき役割・業務、(2)学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策でした。

(1)については、ベーシックな部分で期待される標準的な部分と、発展的にこういうこともできるのではないかという選択的な部分、それぞれどういうことがあるのか整理して示していただきたいということでした。

さらに、報告書を発表することで、学校図書館担当職員の役割等について大方の一定の共通理解のベースを形成したいということも述べられました。

2. 調査研究協力者会議設置までの経緯

2.1 議員連盟等の活動

次に、近年の協力者会議設置までの学校図書館充実の取組について振り返っておきたいと思います。

読書活動の推進を大きな目的を持った議員連盟が、まず、1995年国際子ども図書館設立推進議員連盟として発足し、以後、議員連盟の名称は変わりますが、順次、充実に取り組んできました。その活動によって、（もちろん教育界、政府・自治体等の協力もあったのですが）国際子ども図書館開館、子ども読書年（2000年）、子ども読書活動の推進法の公布（2001年）、推進計画の策定、文字・活字文化振興法成立（2005年）などがありました。

特に、文字・活字文化振興法が成立した次の年、2006年4月、議員連盟主催の文字・活字文化振興法シンポジウムが開かれますが、その席上、「文字・活字文化振興法の施行に伴う施策の展開」が配布されま

した。ここに書かれた施策は、学校教育・学校図書館関係のものは順次取り組まれ、着実に実現していると言えます。学校図書館関係の条文は第8条でした。それは、次のようなものです。学校図書館に関するものだけ抽出しておきます。

2. 学校教育に関する施策；

○学校図書館図書標準の達成、学校図書館図書整備費の交付税措置の充実・予算化、

○小規模校（十二学級未満）への司書教諭の配置、学校図書館に関する業務を担当する職員配置の推進、

○司書教諭の担当授業の軽減・専任化などの推進

○高校図書館の充実、

○盲・ろう・養護学校の読書環境の整備、

○学校図書館支援センターによる学校間、公立図書館との連携・推進、

○IT化の推進による学校図書館・公立図書館と国際子ども図書館等のネットワーク化の推進

学校図書館担当職員の配置の促進については、その後取り組まれて、今回の協力者会議の報告書の作成、本年6月学校図書館法改正となったわけです。

2.2 学校図書館担当職員の職務内容について

ところで、今回の協力者会議の調査・研究を進めるにあたり、特に学校図書館担当職員の職務内容については、非常に苦慮したところがあります。そのひとつは、1997年の学校図書館担当職員の職務について、1997年5月30日の衆議院文教委員会での文部省の答弁によるものがあり、各自治体で学校図書館担当職員を配置するときに職務内容として、その答弁を踏まえたものを示しているところが多いと推測されたからです。

それは、要約、次のようなものでした。「学校図書館事務職員は、司書教諭を補佐して、図書館の円滑な運営ということで、事務的、技術的な職務に従事しています。」そのあとに具体的な職務を例示しています。それは、図書館サービスの職務として、館内の閲覧、館外貸出し、資料の利用案内、技術的職務として、資料の発注、資料の購入、廃棄に伴う会計上、経理上あるいは事務上のさまざまな処理、というものでした。

3. 報告書のポイント

すでにネット上にも公表されていて、皆さんも自由に読むことができますので、ここでは簡単に要点だけ紹介しておきます。

(1) 学校図書館の目的を実現するために、一層活動を充実させる必要があります。そのために、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の整備を進め、これを活用していくことが重要です。

(2) 学校図書館担当職員に求められる役割として、学校図書館の3つのセンター機能に即して役割を例示し、さらに、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められるとして、それぞれについてより具体的に職務を例示しています。

「各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務」については、次の項目について、それぞれに具体的な職務を列挙しました。

(あ) 教科等の指導に関する支援

授業のねらいに沿った図書館資料の紹介・準備・提供、学校図書館を活用した授業を行う司書教諭や教員との打合せ、

学校図書館を活用した授業への参加、学校図書館の活用事例に関する教員への情報提供、学校図書館を活用した授業における教材や児童生徒の成果物の保存・データベース化・展示、

(い) 特別活動の指導に関する支援

委員会活動・読書クラブ等に対する助言、文化祭や修学旅行等、学校行事に関わる資料の掲示・提供、

(う) 情報活用能力の育成に関する支援

資料の検索方法やデータベースの利用方法についての指導に関する支援、調べ学習に関する支援、

(3) 学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上方策としては、学校図書館担当職員がこうし

た役割・職務を担っていくためには、学校図書館の「運営・管理」と児童生徒に対する「教育」との両面にわたる知識・技能を習得することが求められるとして、それぞれに知識・技能を示しました。

さらに、これらの知識・技能の習得には、学校における日常的な取組のみならず、行政において学校図書館担当職員等を対象とした体系的な研修の実施や学校図書館担当職員を支援するための体制構築、役割・職務の周知等を進めていくことが必要不可欠であることを指摘しています。

4. 報告書で新たに提案した事柄及び評価

4.1 学校図書館の機能

学校図書館の機能を、従来の読書センター、学習・情報センターから、新たに読書センター、学習センター、情報センターとしました。

4.2 職務の範囲及び内容

今回の報告書は、1997年の文部省の答弁とは異なるもので、教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務も専門性に含むこととしました。

具体的な職務については、学校図書館の3つのセンター、それぞれに関して学校図書館担当職員の役割を例示し、さらに、間接的支援に関する職務、直接的支援に関する職務に加え、教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務も加え、具体的な職務を例示しました。

4.3 学校図書館担当職員の「専門性」

学校図書館担当職員の「専門性」についてある程度内容と方向を示すことができたと思います。これは討議の前提が学校図書館担当職員ということで議論をすすめましたので、今後、学校図書館法の改正法に明記された「学校司書」の専門性については、報告書に示した職務内容をたたき台として、皆様のさらなる検討が必要かと思います。

私は、学校司書は、学校という教育機関に設置された教育専門図書館の専門職であると考えています。

4.4 いくつかの課題

学校図書館担当職員について調査・研究を行ったので、専門職としての検討は、専門職としての学校司書ということ視野に入れながら、専門職そのものとしての検討は行ってないと言えます。今後、法改正をふまえて、(1) 専門職としての制度設計、養成カリキュラムの作成、資格の要件、現在学校図書館担当職員として従事している方々の資格付与への経過措置などが検討され、改正学校図書館法に基いて、施行規則等で、明示される必要があります。次に、(2) 専門職としての職務内容を誰でもが分かるように明示する必要もあります。さらに、(3) 学校司書の職務内容、役割、効果等を国民に示して理解を得る、専門職集団を形成して、倫理綱領を作成して、公表する、専門職集団としてふさわしい自律的・自主的な諸活動を行うなどが必要となります。これらは、関係の皆さんが協力して一致団結して実現されるように希望するところであります。

〈報告(2)〉

「文部科学省学調査研究協力者会議」に参加して ～横浜市の学校司書配置事業に重ねて考える～

堀部 尚久（横浜市立並木中央小学校長）

1. はじめに ～ 学校図書館教育推進に向けて

学習指導要領での言語活動の充実を機に、子どもたちの学びにおける学校図書館の活用がますます重要視され、物的にも人的にも学校図書館等、読書環境の整備が進みつつある。その中で、いわゆる「学校司書」の配置は、関連した教育施策における必然であり、その職務としての専門性や、資質の向上について考えることは、喫緊の課題でもある。

今回の文部科学省「学校図書館担当職員の役割及びその資質向上に関する調査研究協力者会議（以下、「協力者会議」とする。）」は、こうした情勢のなかで、これからの学校図書館や学校図書館教育のあり方を、学校における学びづくりを支えたり、推進したりしていくそれぞれの立場から見つめ直す大きな機会であった。

本報告では、横浜市での教育委員会事務局指導主事としての経験を踏まえながら、管理職としての学校長の立場を中心に報告をする。

2. 横浜市の読書活動の現状や読書環境整備の状況から

横浜市の子どもたちの読書活動推進の取組は、平成17年度策定の「第一次横浜市子ども読書活動推進計画（はまっ子読書プラン）」により、本格的に進められるようになった。

本計画では、「学校図書館の活性化」と「関係機関との連携」を二つの大きな柱とし、全校一斉読書活動の推進をはじめ、多様な機会を活用した読書指導の展開を促した。また、この頃より、学校図書館ボランティアの導入校が激増し、そうした保護者・地域の参画による、直接的な読書活動の支援が各学校で行われるよう

になってきた。

こうした取組において、司書教諭のみならず、協力者会議で言われるいわゆる「学校司書」による教育活動支援の必要性が望まれ、今、大いに活躍が期待されるところである。

また、読書活動の拠点としての学校図書館の環境整備においても、この時期より学校図書館ボランティアの参画を幅広くいただいたことにより、遅れていた学校図書館の電算化や、本の紹介スペースの整理、掲示物の作成等、大きな成果を見たところである。加えて、学校司書の「本」にかかわる専門性が、読書環境の整備という間接的な支援にも生かされ、格段に飛躍前進するものと期待できる。

現在、読書にかかわる大きな施策として、本市では平成25年度より4年間かけて、小中特別支援学校の全校に学校司書の配置事業が進められており、今回の協力者会議で例示された職務が、全市の学校の日々の実践の中で実現される効果は極めて大きいであろう。

3. 横浜市学校司書配置事業に託されたもの

この協力者会議で例示された、いわゆる学校司書の役割は、本市における学校司書の業務例とほぼ重なるものであり、日々の学びの充実や読書環境の拠点である学校図書館づくりが意図的計画的継続的に行われるように、様々な見地から示唆を与えられると思われる。

横浜市のスケールメリット、デメリットというところでは、何よりもまず学校数が多いということが挙げられるが、良質な教育の提供を意図して、学校司書配置事業は、第二次横浜市教育振興基本計画や教育委員会運営方針にも重点的な施策につながるもののひとつである。今後は、さらに本報告書で示された職務を、学校司書が司書教諭等との連携を図りながら進めていくことがその有効性につながるものと思われる。

現在、本市の学校司書の業務としては、学校司書就業要項第7条（業務内容）に、(1) 学校図書館の蔵書管理及び環境整備 (2) 本の貸出・レファレンス (3) 授業への支援 (4) その他教育長が必要と認める業務、とされている。また、業務例としては、さらに細かい例

示として、司書教諭の補佐、学校図書館の蔵書管理・環境整備、本の貸出・レファレンス、授業への参画、情報発信等、ボランティア・図書委員会との連携、他機関との連携を中項目として置き、各項目ごとに具体的な業務内容をいくつか例示している。

これらの業務を学校司書が担うことで、学校司書配置校は、(1) 司書教諭を補佐する学校司書の業務の明確化と「学校図書館教育指導計画」の策定 (2) 学校司書との協働による学校図書館の環境整備 (3) 学校司書との協働による授業計画、研究授業の実施、効果検証 (4) 司書教諭、学校司書を中心にした学校の組織体制づくりなどに積極的に取り組むことになる。

したがって、今回の協力者会議において、学校司書の役割や職務等、その専門性を論議するなかで、次節で述べるように整理されたことは、本市の学校においても意義深いと考えている。

4. 学校司書に求められる役割・職務、その専門性から

協力者会議では、学校司書の専門性を、学校図書館の主たる3機能に応じて、次の三つのカテゴリーに整理して、職務の標準を示している。(1) 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務 (2) 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務 (3) 「教育指導への支援」に関する職務という観点である。その上で、さらに職務の標準という主旨で、いくつかの具体を例示している。

学校現場では、ここで示された職務を、校種や学校の実態、学校図書館の状況等で、学校図書館を担当する様々な職員と役割分担することも示されているが、個人として、また、学校管理職としての立場からしても、学校司書の専門性として、子どもたちの日々の学びの質を高めていくことにつながる (3) 「教育指導への支援」が位置付けられていることへの期待は大きい。なぜなら、学校司書においては、図書資料の管理、館内閲覧や館外貸出などの児童生徒や教職員に対する学校図書館の「運営・管理」にかかわる役割としての「間接的支援」「直接的支援」に加えて、各教科の指導

に関する「教育指導への支援」に関する職務、すなわち、児童生徒に対する「教育」にかかわる役割を担うことが求められているからである。このことは、学校という「教育現場」であるところにおいては、司書という「本や学校図書館にかかわる専門性」と共に、「教育にかかわる専門性」が重要であることが示されているものと考えられるからである。

5. 学校司書の資質・能力の向上を図るための方策から

さらに、前項で位置付けられた役割・職務を担うためには、(1) 学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能 (2) 児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能の両者が、学校司書の資質・能力の向上を図るためには求められるとされている。

したがって、(2) に関して言えば、例えば、児童生徒の発達に関すること、学校教育の意義や目標に関すること、学習指導要領に基づく各教科等における教育内容に関することなども大切であるとされているわけである。

そのために、学校司書の資質・能力の向上を図るためには、(1) 国の施策や教育委員会の取組として期待することとして、学校司書の法制化、実践研究体制の整備と拡充、研修の機会の充実などが考えられるであろう。また、(2) 学校の取組として目指すこととして、まずは、学校管理職の立場から考えること、すべきことがあり、司書教諭、学校図書館担当教諭として考えること、できること、学級担任として考えること、できることなどが大切であると考えられる。また、(3) 学校司書個人に委ねられた研鑽の視点から期待することとしては、専門的な知識・技能（メディアスキル・情報リテラシー）等にかかわること、人間性の向上等にかかわること（コミュニケーション能力等）なども考えられる。

6. 終わりに～

今回の協力者会議で論議されたことは、報告書として形となり、学校図書館教育や読書活動の拠点である学校図書館を支える重要なスタッフである「学校司書」の配置を促進し、読書指導の充実を活性化していくことにつながるものであると期待したい。

しかしながら、その有効性においては、この報告書で示された学校図書館担当職員の極めて標準的な役割や職務、その資質・能力の向上に関する方策を、各学校においての実践により、さらに分析・整理し、より実効的なものにしていくことが大切であると考えます。

その視点としては、多くのことが考えられるであろうが、管理職である校長としての立場からすると、そのリーダーシップをいかにとり、司書教諭及び学校図書館担当者との連携をどう進めていくかがひとつの鍵を握ると考えている。

本市における学校司書の配置は、学校図書館教育に携わる者としての積年の思いの実現でもあり、これからの学校図書館教育の展望を拓くものとして期待している。そのためにも、各学校においては、協力者会議の報告書を基軸に、学校図書館教育の全体像を把握し、それを教職員で共有する機会を充実させることが必要であると共に、司書教諭と学校司書の専門性に基づく職務との関連をおさえ、両者の協働体制を構築していくことが大切であると考えます。

<報告(3)>

文科省調査研究協力者会議に参加して ～学校図書館のはたらきと学校司書の仕事について考える～

加藤 容子（津山市立北陵中学校学校司書）

1. はじめに

「学校図書館担当職員の役割及びその資質向上に関する調査研究協力者会議」に参加して以来、学校図書館のはたらきと学校司書の役割についての位置づけが、自分の中で混乱している。これまで自分が思い描きめざしてきたものと、会議で議論され「報告」としてまとめられたものとのズレが何なのか、モヤモヤしているものの正体を追究したく、報告を試みる。

2. 学校図書館があることの意味

2.1 めざしている学校図書館

- ① いつでもだれでも気軽に利用できる環境を整える。
- ② 知的好奇心を刺激する多様な蔵書を形成する。
- ③ 資料や情報を求める利用者に対して、その利用者が必要とする資料や情報を、迅速に的確に提供するサービスを徹底して行う。
- ④ 図書館ネットワークを整備し、利用者がどこまでも探究の輪を広げられるようにする。
- ⑤ 日常的な図書館サービスと図書館利用教育を通じて、利用者が学び方や学ぶ力を身につけることができるようにする。
- ⑥ 利用者一人ひとりの知る自由を保障し、プライバシーを尊重する。
- ⑦ 知的自由の保障で民主主義を具現し、成り行き任せでなく、主体的に社会と関わる責任ある市民を育てる。
- ⑧ 人々が集い、文化の創造・発信の場にもなる学校図書館をつくる。

2.2 「報告」にまとめられた学校図書館

○学校図書館が育てる力は、児童生徒の「生きる力」

の育成に資するものであり、さらには、生涯にわたる学習の基盤形成にもつながるものである。

(「1. 学校図書館の位置づけと機能について」p. 3より)

○平成20年・21年に改定された現行の学習指導要領においては、児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを理念としている。「生きる力」を支える重要な要素となるのが「確かな学力」であり、「確かな学力」を育成するため、学習指導要領では、学校教育法（昭和22年法律26号）第30条第2項等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに、主体的に学習する態度を養うことを重視している。

○こうした「確かな学力」の育成に当たっては、論理や思考などの知的活動やコミュニケーション等の基盤となる言語力が極めて重要であることから、学習指導要領では、報告や討論、スピーチなどの言語活動を各教科等を通じて充実することを目指している。学校図書館の利活用は、こうした各教科等の充実に当たって高い効果が期待できるものであり、学校図書館を利活用した学習活動や読書活動を充実することについて、学習指導要領では次のように定めている。(「2. 学校図書館の利活用の意義について」p. 4より)

2.3 違和感を覚える理由

「報告」に記される、学校図書館法の「学校の教育課程に寄与する」「児童生徒の健全な教養を育成する」ことが学校図書館設置の目的であることや、学校図書館を利用して読んだり調べたりすることが、「生涯にわたる学習の基盤形成」につながることは、私も同様に考える。

また、子どもたちの興味・関心や知的好奇心を大切にして学びをつかっていく授業や、情報活用能力を身につけて探究的な学習をすすめる授業が、学校図書館の活動と密接な関係にあることも承知し、現在自分の重点活動としているところでもある。

同じ言葉で学校図書館のはたらきをとらえながら、

「報告」に違和感を覚えるのはなぜか。

2.3.1 あまりにも性急な目的論

一つは、学校図書館を利活用することがあまりにも性急な目的論になっていることに因るかも知れない。

学校図書館が育てる力を、児童生徒の「生きる力」や「生涯にわたる学習の基盤形成」につながるものとしながら、今の学校教育の課題としている「確かな学力」やコミュニケーション能力の育成に関係づけて、「学校図書館の利活用は、こうした言語活動の充実に当たって高い効果が期待できる」と結ぶ。

限りない知の世界と、児童生徒や教職員の要求に学びながら蔵書を形成し、学校図書館の資料が利用者一人ひとりの生き方や成長に少しでも役立つことを願っている者としては、学校図書館のはたらきが矮小化され、変容するように感じるのである。

図書館を活用するということは、子どもたちと教職員の自由な学びが尊重され、成長や変化を長い目で見守る視座も必要だと考える。

2.3.2 一人ひとりの自発性に関わる

もう一つは、「報告」では子どもたちや教職員一人ひとりの知る自由を保障する、学校図書館のはたらきが欠落している感を覚える。

現在、子どもたちに必要とされる学力として、言語力や探究学習がとりあげられている。それらは本来、一人ひとりの持ち味が輝く分野である。心揺さぶられる表現の仕方は個々によって違うし、探究学習は「わかった！ そういうことか」と納得できることが次のステップにつながる。

そのためには、自分が知りたいことと理解力のレベルにあった資料や情報を選ぶことが重要である。一人ひとりが必要とする最も適切な資料や情報と出会えるのが、図書館を活用して学習することの意義ではないか。

また、授業だけではなく生活全般の資料要求に応えることが、学びを豊かにする。

3. 学校司書の専門性

会議（「報告」）では、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）の専門性という表現が飛び交った。しかし、イメージされている学校司書像は、図書館職員としての資格を問われない、学校教育にも通じていない、職員会議や研修には参加できる範囲で参加する、存在の薄い職員だった。

これからは、学校司書の理想像を描いていく必要がある。こうありたいとめざしている学校司書像を書きあげてみると、以下のとおりである。

- ① 図書館のはたらきと、学校教育について知る努力をする。
- ② メディア（資料や情報）の専門家。
メディアの特性や構造について知っていて、案内できる。
本についても不得手な電子メディアについても、絶えず知る努力をする。
- ③ 授業のスペシャリストである教師と協力して、共通の目的に向かって活動する。
- ④ 利用者の資料要求を大切にする。
利用者一人ひとりの知る自由を保障する。
- ⑤ 利用者とメディアとを結びつけるための柔軟な姿勢をもっている。
- ⑥ 学校司書の仕事を通して、人のために働くという強い意思をもつ。
- ⑦ 先人が築いてきた知の世界から、謙虚に学び続ける。
- ⑧ 図書館の自由と民主主義を大切にして生活する。

4. おわりに

学校図書館は学校の中にある「図書館」であり、図書館の機能を通して学校教育が充実することに力を尽くすところである。そして学校司書は、学校図書館を活用して自らの目的を果たそうとする、子どもたちや教職員への徹底した図書館サービスと支援をおこなう。

現在、学校図書館の利活用をすすめるにあたり、学校司書として学校全体に以下の5点を発信している。

- ① 「読みなさい」「調べなさい」にならないこと。

子どもたちの自主性・主体性を尊重する。

- ② 利用者の求める資料に応じることを徹底する。
そのことは教育性の希薄さを指摘されることがあるが、必ず求めに応じてくれる知的保障があつてこそ、人は自由に創造的に学ぶことができる。利用者が求める資料を提供する過程に、相談に応じたり使い方を伝えたり等の努力が重要。
- ③ 多様な図書館資料を収集する。
異なる捉え方や考え方が存在する事柄については、それぞれの主張がわかる資料を収集する。利用者が読み、知り、考え、お互いに意見を交わしあうことができるようにする。
- ④ 利用者の読書のプライバシーを守る。
何を読み何に興味を抱いているかという内面の自由を大切にする。学校教育でも子どもの内面に土足で立ち入ることに配慮すべきことがある。
- ⑤ だれもが知識や情報を共有して、活用できる環境をつくる。
学校図書館の利用の仕方や、資料や情報を活用した学び方を、授業で伝えることが増えている。しかし、そうした利用教育が子どもたちを評価し、成績が振るわないことで主体的な学びに歯止めがかかることはあってはならない。知識や情報から疎外される人をつくらない。

研究討議

(敬称略)

司会：松本直樹

杉浦良二（愛知県立鳴海高等学校）：学習権の保障という観点を含め、公共図書館を利用できるように児童生徒を育成することについて、今回の会議（学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議）ではどのような議論があったのか知りたい。

内藤敏也：今回、そこまで大きな議論はしていない。学校教育法などの既存の法体系の中で、それらの考えを出発点に議論していただいた。

大串夏身：公共図書館の歴史的成立過程の中では、公教育と公共図書館により教育が完成するという認識が共有されていた。そうした側面から、会議で学習権の保証といった議論を提起した。しかし、十分、時間をかけて議論をしたわけではない。

加藤容子：実際の学校図書館の利用教育ではそうした観点を重視している。生徒には、図書館に行けば、自分が知りたいことを知ることができることを学ばせている。

吉成悦子（鳴門市大津西小学校）：学校図書館法改正などは徳島県内で、あまり話題になっていない。教育委員会を含めこのことへの理解を広めるために、どのように活動をしていけばよいと考えているか。

内藤：今回の報告書の作成に際して、会議の委員や関係の方々にはたいへんご苦勞をしていただいた。しかし、報告書、さらに学校図書館法改正の社会的反響はマスコミを含め低かった。このことはたいへん残念だ。いろいろなチャンネルや分かりやすいデータを使って、学校図書館の重要性をアピールしている。また、学校図書館には「心の居場所」という側面もある。そうした観点からもアピールしていきたい。

大串：「心の居場所」という役割は重要だ。私にとっても「学校図書館」が心の居場所だったことがある。話は変わるが、昨日の大学の授業で、学生にNDCをこれまでに習ったか尋ねたところ、30人のうち、一人も知らなかった。今後、学校の先生に学校図書館に対する理解を深めてもらい、少しずつでよいの

で、変化するように努力をしていく必要があるだろう。
矢澤江美子（八潮市）：横浜市では学校司書の配置を進めているとのことだが、どのような形で採用しているのか知りたい。非正規雇用で身分が保障されないのはよくないと考えている。今後のことについても知りたい。

堀部尚久：平成25年度に学校司書の就業要綱を定めた。身分は、地方公務員法第3条3項3号にもとづく非常勤嘱託である。但し、毎年替わってしまうのは困ると考え、最長5年間は勤務できるようにしている。学校司書の専門性や教育における役割は見えにくいですが、評判は非常によい。今後、実践的能力を高めてもらうよう仕組み作りが必要と考えている。併せて司書教諭の理解を管理職に促すことも重要だと考えている。

矢澤：現在採用されている人は、学校図書館の仕事だけでは生活できないのではないか。実際にどういう人が働いているか知りたい。

堀部尚久：正確には分からない。ご指摘の点は、今後の課題と捉えている。

高橋恵美子（学校図書館部会）：報告書に関して、学校図書館部会の議論を紹介させていただきたい。学校司書の役割として教育指導的役割が入ったことは評価できる。しかし、読書センター、学習センター、情報センターという3機能で学校図書館を捉えることについては異論があった。読書センター以外の機能が提起されたことで、学校図書館の役割を一般の人に再認識させる役割は確かにあったが、学校図書館の基礎には図書館機能がある。そう考えることで学校図書館の本来の役割を柔軟に捉えることができる。

坂下直子（京都女子大学附属小学校）：レファレンス協同データベースへの参加を呼びかけたい。当館が参加したところ、学校内から一般の方まで大きな反響があった。是非参加してほしい。

大串：その提案はたいへん素晴らしい。図書館に情報を探しに来るのは大人に限らない。子どももいる。ぜひ学校図書館にも参加してもらい、事例を共有してもらいたい。

平久江祐司（筑波大学大学院）：学校司書や司書教諭が先ほど話のあった「チーム学校」に加わり活動する場合、学校教育法を改正し、学校図書館法との整

合性を図っていくことが必要になるのではないか。
また、学校教育法改正の機運も高まってきているのではないかと思われる。

内藤：来年度の概算要求は「チーム学校」の考え方にに基づき、教職員定数改善計画を新たに策定することを前提にしている。その中で、学校司書および ICT 専門職員等を全国で150名（小中学校）、定数として要望している。なお、学校は近年、教職員を核としながらスクールカウンセラーなども不可欠になっているが、それらの人員はこの定数の中には入っていない。何故かという、学校司書は高校の標準法（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律）上、事務職員として配置されてきた実績があるので、事務職員として要望できたが、スクールカウンセラー等は事務職員としては無理があり、「その他の職員」と考えられているためである。今後、「チーム学校」の在り方については、事務職員や学校司書、スクールカウンセラー等をどのように位置づけるかを含め、中央教育審議会の審議を受けた上で、検討する必要があると考えている。

水越規容子（学校図書館を考える全国連絡会）：学校司書の業務委託が進んでいる。「改正学校図書館法 Q&A」の Q7 の回答に、事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は学校司書に該当しないと書かれている。文部科学省としての、このことに関する見解を教えてください。

内藤：基本的にここに書かれている見解のとおりである。公立学校、私立学校ともに学校図書館法上の学校司書には、委託により派遣される職員は入らない。ただし、学校図書館法は業務委託を禁止したものである。

二村 健（明星大学）：学校図書館法が6月に改正されたことについて、大学の教員養成にたずさわる教員はほとんど教えていないと考える。そのため、学校司書のことを知らずに卒業し教壇に立つ教員が多いと考える。まずは教員養成系大学の教員の頭の中を変えていくことが重要だ。ぜひ文部科学省としてこのことを検討していただきたい。

内藤：たいへん重要な指摘だと思う。宿題とさせてもらいたい。

（文責：松本直樹）

..... 参加者の感想

学校司書の養成の方向性を探して

種村 エイ子（鹿児島国際大学）

「小学校で出会った図書の先生が大好きでした」、「学校の図書室は、心が落ち着く、居心地のいい場所でした。だから、司書を選択しました。」わが大学には、学校司書との出会いがきっかけで、司書を目指した学生が多い。私は、非常勤を含め長年勤務した短大がこの3月で閉鎖され、4月から同じ敷地内の大学に移籍した。これを契機に、大学・短大で司書資格を取得し、現在司書として働いている卒業生たちの名簿を作成した。地方の小さな私大ながら、その数は100名を超す。うち小中高校の司書が約8割。椋鳩十さんのおかげで、学校司書配置が早くから進められてきた地。この地の司書課程担当者として、これまでも学校司書の養成には力を注いできた。が、ようやく法改正で、学校司書が正式に位置づけられた今回の図書館大会。盛りだくさんの分科会のなかから、午前も午後も、学校図書館分科会に参加することにした。教育部会も共催者に名をつらねた午前中の分科会は、立ち見もできるほど、びっしり満員の参加者。文部省の協力者会議の議論内容には、進行中から関心をもってはきたが、会議に参加してこられた方々の生の声での報告は、わかりやすく、説得力があった。立場の違い、意見の相違を超えて、短期間にも関わらず、議論を積み重ねてこられた方々に敬意を表したいと思う。法改正はなったが、学校司書の資格要件、養成方法、現場の学校司書の研修など、課題山積みで、なかなか一致した方向性は見えてこないが、学校図書館や学校司書について、あれだけ多彩な立場からの参加者が熱く語り合った分科会になったことの意義は大きい。私は、これまで全国図書館大会では、できるだけ教育部会以外の分科会に参加するようにしてきた。学生たちに、現場の図書館のイキイキした姿を伝えたいとの思いがあったからである。その意味でも、今回の学校図書館分科会を共同開催していただけたのは、ありがたかった。なおせっかくの機会なので、余力のない地方大学の立場で言わせていただくと、学校司書の養成は、司書資格をベースに、既存の司書教諭や教職課程の科目を履修させるという方向でお願いできないかと思う。

第100回全国図書館大会 第7分科会参加報告

根 岸 輝美子

(国立国会図書館国際子ども図書館)

一昨年、永田町の国立国会図書館から上野の国際子ども図書館に異動となり、初めて児童サービスを担当することになった。当館が掲げた「国際子ども図書館子どもの読書活動推進支援計画2010」の取組のひとつに学校図書館への支援がある。

そこで、昨年的一大トピックである学校図書館法の改正について認識を深めるため、平成26年11月1日、全国図書館大会の学校図書館分科会に参加した。当日、外は冷たい雨だったが、会場は立ち見が出るほどの盛況ぶりで、熱気にあふれていた。

開会挨拶の後、まず、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の内藤敏也課長から学校図書館法の改正の経緯と文科省での今後の取組について報告があった。文科省では、平成25年8月に「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」を設置、関係者の並々ならぬ努力により報告書が平成26年3月にまとめられた。これが、6月の学校図書館法の改正の拠りどころとなったとのことであった。そして、学校司書が初めて法律上に位置付けられた。学校司書の配置により、学校図書館の整備充実を進めようとする文科省の意気込みを感じた。

続いて、協力者会議のメンバーであった昭和女子大学の太田夏身教授、横浜市立並木中央小学校の堀部尚久校長、津山市立北陵中学校学校司書の加藤容子先生の3名が、それぞれの立場から、学校司書の現状や今後期待される役割・資質について報告した。

報告後の討議も活発であった。なかでも、学校司書の認知度アップの必要性の話題に関連して、京都の小学校の学校司書の先生から、国立国会図書館レファレンス協同データベースに自校のレファレンス事例を掲載したら、大きな反響があったと発言があり、登録を呼び掛けてくれたのは、嬉しい出来事であった。

今回の分科会参加は、学校図書館の充実と学校司書の重要性を実感することができる貴重な機会となった。分科会運営担当の皆様深く感謝いたします。

..... 参加者のアンケートから

回収できたアンケート 58名

質問1 部会員かどうか

1	日本図書館協会学校図書館部会	20
2	日本図書館協会図書館学教育部会	3
3	日本図書館協会会員	10
4	非協会員	26

※ 2部会加入会員が1名

質問2 テーマ

1	適切であった	56
2	適切でなかった	1
3	どちらともいえない	1

※ 未記入1名

質問3 内容

1	適切であった	52
2	適切でなかった	1
3	どちらともいえない	3

※ 未記入2名

質問4 今回の集会に関する印象・意見

- ・文科省の内藤氏が最後まで参加して下さって積極的なお話が聞けてよかったです。
- ・参加者が多いことは事前に分かっていたはずですし会場の狭さが気になりました。
- ・とても勉強になりました。課題も見えてきました。目標そのものが明確でないイバラ道ですが、ひとつひとつの実践を積み重ねていくことは大事ですね。
- ・大変勉強になりました。
- ・今回（今年）ならではの内容で参加してよかったと思いました。
- ・報告者の方たちの“本音”のことばが聞けてよかったです。
- ・堀部校長の内容が良かった。このような考え方、あり方が実現すると思う。まだまだ足元にも及ばないような状況を見るにつけてそう思う。
- ・熱のある役に立つよい分科会でした。文科省藤田課長のお話があった。横浜の校長先生のお話をもっと詳しく伺いたかった。全国に広めてほしい内容でした。
- ・学校図書館に関する様々な情報を知ることができてよかった。
- ・時宜に合ったお話が伺えて有意義でした。開始時刻の変更を知らず残念でした。

- 協力者会議での報告をきくことができ貴重でした。また、内藤課長のお話も、意見交換もよかったです。また、まだまだ課題が大きいことも事実で、特に司書の身分保障に関してはたいへん重要な課題だと思いました。
- まだ学習している身について行くことができるかなと思いましたが、先生がたのお話はとても勉強になりました。物事を一緒に考え合う、それぞれの立場の方のお話を聞く…すごくよい機会でした。
- 今後、大変重要なテーマの分科会に参加させていただき感謝です。長年、私は地域・学校で読書ボランティアとしてかかわっており（語り、読みきかせ等）、専任の学校図書館司書の配置を強く望む者です。法制化により、全国すべての学校で実現するよう願っています。まずは地元（京都府城陽市）で何より管理職を含めた研修が必要ですね。ありがとうございました。
- 学校司書の法制化が上すべりしないために、横浜市の現実や岡山の現状などをふまえ、先進的な地域で抱えている問題を施策として強力に解決していく必要を感じました。
- (学校司書配置に関して) 制度設計と実践の検証、発信・普及啓発すべて大事で社会に訴えていくことが改めて大切だと感じました。
- 4人の報告者それぞれたいへん中身のあるお話が聞けて来たかがありました。特に文科省の方が（お役人だから上から目線の話かなーと思っていたので）学校図書館に対して熱い想いを持っていたら嬉しいのを聞いて嬉しかったです。
- 自分の勉強不足を感じましたが、文科省の方の生の声を聞いてよかったです。
- 参加者が多くて、これだけぎゅうぎゅうとは思いませんでした。
- 文科省の方のお話が聞くことができたこと。様子が分かりよかったです。横浜市の事例も学校図書館担当者専任ですすめられていることも系統立ちわかった。岡山の加藤容子さんの具体的なお話も元気づけられた。
- 非常に参考になりました。ありがとうございます。
- 文科省から来て頂いてよかったです。初めての参加なのでよくわかりませんが、いろいろな立場の人が、とにかく一生懸命歩みながら、互いの意見を聞きながら少しずつ変わっていくことを望んで、私も自分のできることを続けようと思うことができた。ただ、校長権限を強めていこうとする安倍政権の中あって、学校図書館がひとつの考え方の教育に手伝うことのないように、ということも忘れずにいたいです。
- 3者が初めて集う会に参加できてよかったです。文科省から課長さんが来て下さったこと、また、いろいろ意見を言って下さったことを、とても力強く感じました。
- 今、大きく動いている学校図書館について、文科省はじめ、それぞれの立場からのお話が伺え、とても勉強になりました。当館（NDL）は、側面からの支援をとということになりますが、引きつづき学ばせていただいて、お力になればと思います。
- 4人の発表者の方々皆さんに熱意、真剣さを感じました。質疑応答もとっても良かったです。たいへん勉強になりました。
- 文科省の方、行政の方の意見をきけて、参考になった。
- 協議会で話し合われた内容、特にどんな学校図書館の事例が会で取り上げられたのか等を聞きたかった。
- 文科省の学校図書館施策や学校図書館に関する報告などが大変参考になりました。学校司書の資質向上のための養成課程や今後の研修などの具体策を出してほしい。
- 大変参考になりました。ありがとうございました。
- 研究討議が討議というより学図部会の意見・提案を述べる場となり時間ももったいなかった。「討議」に時間をかけてほしい。文科省の内藤先生のご発言、お話はよかったです。
- 討論の場が部会の人たちの意見交換の場になった感がある。学校図書館は学校の中にある図書館ではなく学校教育を遂行するための図書館である。図書館あつての学校教育ではなく、学校教育あつての学校図書館であることをもっと意識してほしい。
- 建前だけでなく踏み込んだ本音がみえる部分もあり有意義なものだったと思います。
- 内容が豊富でタイムリーな報告で勉強になりました。
- 出版社の参加が少ないように見えました。日本児童図書出版協会に所属する出版社（小社は退会）の多くは学校図書館協議会の方ばかり向いている現状です。日本図書館協会としても、もっと強力に出版社の参加を呼びかけるべきではないでしょうか。また参加者の所属セクターを、個人情報に触れない範囲で知りたいと思いました（学校司書〇名とか）。質問者が司会の視線の行く左側ばかりに集中して不満であった。（右側は一人のみ）
- 加藤さんの意識、取り組みがとても参考になりました。制度的な整合性、アピール方法などはあると思うのですが、地に足のついた形で実践をアピールしていかないと思もかけない結果が生じてしまうと思います。そうした学校司書の実践を中心に制度設

計を進めて欲しいと切望します。

- もう少し大きな教室が良かったです。討議での質問者は左に座っている人ばかりでしたね。
- 学校司書の具体策、例えば学校司書の資格養成方法の討議が必要と思った。
- 午前中の文科省の方の報告は大変わかりやすく良かったです。今までの流れがクリアになり現状の課題を考える材料となりました。大串さんの基調報告は専門職集団として行うべきこと、その背景とともに説明していただきました。横浜市の方のお話は学校司書への期待が明らかにされ、それに応じたいと思わせる内容でした。岡山の方は具体的な話の上、協力者会議の報告を超える指針を示していただきました。
- 予定より多い参加者でした。それだけ関心のあるテーマだったのではないのでしょうか。
- 各発表者の持ち時間が少なかったので分かりやすいパワーポイント、分かりやすい配付資料があるとよかったです。
- 学校司書の法制化に関して、それぞれの立場からの報告を聞くことで、自分の考えにつなげることができたのはよかったです。都合で議論には参加できなかったので申し訳ありません。
- “学校司書”が生活できるような法制が確立できるよう願っています。専門性が求められるということは、それだけ自己研さんも積む必要があり薄給では子どもたちの学びをサポートできない。
- 学校図書館部会と図書館情報学教育部会が共催して学習会を持つことは大事なことだと思います。何のために学校の中に図書館があるのか。図書館という自由な学びの場を活用する。一人一人の子どもや教員の知りたいことに応える図書館であるためには、担当職員はどういう専門性が要るか、学校内でどういう立場にあるべきかを考えることを視点に置いて検討していくことを共通認識して論議を重ねていくといいと思いました。協力者会議でも論議されたと思いますが、学校図書館観の共通認識をはかるのはむずかしいけれど、ここをハズしては専門職員について語れないと感じました。
- 学校図書館法改正後の「学校図書館」分科会ということで、参加しました。文科省調査研究協力者会議も傍聴させていただきました。報告書を中心に4名の方の報告をお聴きしましたが、文科省の内藤課長さんのお話を伺えたことが、とても貴重な機会だったと思いました。地元の教育委員会の認識の低さにはこれまで活動してきて、不甲斐なさを長年ずーっと感じてきましたが、国として文科省が熱意を持っ

て取り組んで下さることに、光が見えたように思いました。

- 法の改正を発端として学校図書館運営が変化していくため、他方面からご意見をいただきありがとうございました。
- 3団体の運営で実現したスタート地点として適切な集会だった。特に報告の1、2が実践に基いた現実的な提案と受けとめられた。日図協で催された意義を感じた。
- 今回の報告を現場に広げる事が必要と考えている。何も知らない現場の人が多いので。
- 学校図書館法の成立の経過と意義が分かってよかった。あきらめないで粘り強く少しでも変化することの大切さを感じた。
- 学校教育の現状--->教諭の意識を変えなければいけない。教育のあり方の改革がなされていかねばならない。実践で学校司書が配置されることで学校が改革されていることも広げていくことも大切。2校に1人の配置を撤廃してほしい。1人1校の配置を。
- 文科省の内藤氏の見解はとても参考になりました。学校図書館を良くしたいという思いが伝わってきました。学校司書の位置づけや専門性についてさらに議論を深めていく必要を実感しました。

質問5 学校図書館部会・図書館情報学教育部会の今後の活動に関する意見

〈図書館情報学教育部会への意見〉

なし

〈部会指定なし〉

- 両部会の交流が深まり、学校司書像が鮮明になるといいと思います。
- 養護教諭に「採用されやすいので司書教諭免許をとっておくとよい」とすすめた国立の教育学部の教授がいます。養護は司書教諭になれないことが法令にあるはずですが、十進分類の存在も知らない養護（正職）が司書教諭となっている現場の司書事務（臨時）の立場をお察しくください。育てる側も社会に出た学生がその資格によって貢献できるのか考えてほしいです。また、私の所属している自治体は学校司書という職名を認めていません。要司書免の求人でありながら事務員です。ですが報告書には学校司書配置となっている矛盾。身動きがとれない。
- 学校司書の具体的養成方法を早急に討議すべき。
- 学校図書館が「学校の中の図書館」であるためにぶれない活動を行って学校司書を応援してください。

第100回全国図書館大会 第10分科会（図書館情報学教育）の報告

2014年度の全国図書館大会第10分科会は、11月1日（土）午後、明治大学駿河台キャンパス（東京）において、国際交流事業委員会との共催で行われた。テーマは「世界の図書館情報学教育」で、122名（うち学生59名）の参加があった。

<報告(1)>

将来的な図書館・情報サービスに向けた教育と訓練のあり方：『IFLAトレンドレポート』による洞察とグローバルに進化する情報環境における図書館・情報教育のニーズ

ジェニファー・ニコルソン (Jennefer Nicholson)
(IFLA事務局長)

翻訳：JLA国際交流事業委員会

はじめに

国際図書館連盟 (IFLA) は、図書館・情報コミュニティの声を代表するグローバルな組織である。そのミッションの中で謳われているように、IFLAは“世界中のコミュニティのニーズに応え、それに先駆けて着手する図書館・情報専門職をサポートし”、“図書館・情報サービスと専門職による実践において高度の基準を推進する”。2013年8月には『IFLAトレンドレポート』を発表したが、これは進化している情報環境の未来に、図書館と情報コミュニティがどのように参加することができるのか、我々の思考に課題を提起する内容であった。

専門的な実務教育におけるIFLAの役割

IFLAは64の専門的ユニットがあり、図書館種別部会、図書館資料部会、図書館サービス部会、専門分野部会、3地域部会（アフリカ、アジア・オセアニア、ラテンアメリカ及びカリビアン）といった各分野の実践的共同体が設置されている。これらの専門的ユニットは、国際的なネットワークに多くの有益な機会を提供し、知識やプロジェクト、特定の実践的な分野の基準やガイドラインの普及・共有に機能している。

教育と専門的能力の開発に関わる分野では、3つの専門的ユニットがあり、「教育と研修分科会 (SET)」、「開発国のLIS教育開発研究グループ (SETがスポンサーとなっている)」、「専門的能力の継続教育と職場学習分科会 (CODWL)」が活動している。

IFLAの中で、教育分野に焦点を当てた専門的ユニットが促進していることは、1. 図書館・情報サービス教育の高品質な基準、2. 各国間あるいは地域間における資格要件に関わる相互認識のためのガイドライン、3. そして専門知識の開発と現場学習の質的向上、である。IFLAの協会会員は多くの国で、教育政策と基準設定、また正規の教育資格についての認定や認証評価に関して重要な役割を担っている。

2012年8月IFLA 運営理事会 (GB) は、『図書館情報学専門職教育プログラムのためのガイドライン改訂版』(SET編)を承認した。これらのガイドラインは、図書館学校のカリキュラム資料に含まれた内容を組み込んでおり、21世紀の図書館・情報サービスの規定の動向を反映したものである。このガイドラインは日本語に翻訳されており、IFLAのウェブサイトで見ることができる。

『図書館情報学専門職教育プログラムのためのガイドライン』(JLA国際交流事業委員会訳)

<http://www.ifla.org/files/assets/set/publications/guidelines/guidelines-for-professional-library-information-educational-programs-ja.pdf>

「ガイドライン」のイントロダクションにあるように、今や、図書館の建物の中に所蔵される物理的な図書やその他の資料を開発することから、仮想世界のインターネットや情報設備を、多様なコンテキストを抱えさまざまな場所に居住する利用者に向けて供給することに、転換が図られている。継続的な専門能力開発を通じた教育・研修がますます重要となり、図書館内

の知識基盤は、継続的に変化する環境の中でその目的とサービスの必要性に結びついている。

『IFLA トレンドレポート』と教育、コア知識とスキルの再考

『IFLA トレンドレポート』(<http://trends.ifla.org>)は将来的な実現性を秘めつつ、私たちのセクターを、進化する情報環境の世界に深く導く。そうした世界では、私たちは新しいパートナーたちと連携し、様々なビジネスモデルを展開し、伝統的な文化部門と情報サイクル（作成者、出版者、発売元、小売業者、図書館、読者）と協働する。

多くの日本人が、デジタル情報環境へのアクセスに積極的に関わっている。WSIS（世界情報社会サミット）刊行の『日本の10か年報告書』（2013年12月）によれば、日本の状況は：

- 2012年3月末には、超高速ブロードバンド・サービスは5,235万世帯または97.3%の日本の総世帯に導入されている。ブロードバンド・サービスは100%、日本の5,377万世帯で利用されている。
- モバイル機器を利用してインターネットにアクセスする人の割合は2011年には83.8%に上昇し（2002年には40.2%）、3Gを介したアクセスは99%となっている。
- 95.8%の学生がインターネットを不可欠ととらえている。

https://www.itu.int/wsis/review/inc/docs/rcreports/WSIS10_Country_Reporting-JAP.pdf 参照

『IFLA トレンドレポート』が、図書館・情報セクターに対して熟慮すべき課題として提示しているのは、進化している情報環境において果たすべき将来の役割についてである。IFLAによる研究報告は、私たちの支援活動（アドヴォカシー）と政策の基盤となり、会員に利用される。また、それは図書館と図書館協会が、高速に変化するグローバルな情報経済への適合を考えていくための出発点である。たとえば、日本の図書館と情報サービス部門は進化する情報環境において、どれだけ地域社会のニーズを満たすことができるのだろうか？

『IFLA トレンドレポート』は『IFLA トレンドリソース（資源）』と言い換えたほうがいいかもしれない。

同レポートは、包括的であり進化し続ける情報の宝庫（リポジトリ）であり、またIFLAメンバー間の議論のためのフォーラムであるともいえる。この「資源」は社会を見渡して、デジタル情報環境にアクセスして、未来の情報環境に影響を与えるハイレベルなトレンドを識別するためのリソースとなっている。そのために、社会学者、経済学者、教育の専門家、弁護士および技術者など、様々な領域の一連の専門家から意見が集められている。

『トレンドレポート』には、5つの特定のトレンドが考察され提示されている。また「波に乗るか、あるいは潮に流されるか？ 情報環境の中での進化のナビゲーション」(<http://trends.ifla.org/insights-document>)と題する文書でも紹介されている（この洞察についての文書は多くの翻訳がなされているが、日本語にはまだ翻訳されていない）。5つのトレンドは、下記のように要約できる。

トレンド1：新しいテクノロジーは、拡大すると同時に、情報にアクセスする人を限定するようになる。

絶え間なく拡がり続けるデジタル宇宙は、初歩的なデジタルツールを用いた情報リテラシー能力、たとえば基本的な読書や言語能力、についても高度な価値をもたらす。こうしたスキルを欠いた人々は広範囲に拡がる分野の中で障壁に直面するだろう。新しいオンラインのビジネスモデルの性質は、人手するのに成功し、利益を得、将来的に共有するかアクセスするかどうかによって大きく影響される。

トレンド2：オンライン教育は、グローバルラーニングを民主化し、妨げるだろう。

オンライン教育資料の急速な世界進出によって、学習機会はさらに豊富で安価かつ入手しやすくなっている。生涯学習の価値が増大し、非公式・非正規な教育の価値が認められるだろう。

トレンド3：プライバシーの境界とデータ保護が再定義されるだろう。

政府や企業が保有するデータセットは、個人の高度なプロファイリングをサポートする一方、洗練されたモニタリングや通信データのフィルタリングが、そうした個々人の追跡監視を低コストで簡単に行うだろう。

個人のプライバシーや、オンライン世界における信用に関して深刻な影響を経験する可能性がある。

トレンド4：高度なネットワーク社会は、新しい声や新興グループの声に耳を傾け、力を与える。

集団行動のためのより多くの機会が、ハイパー（高度）接続社会において現実化されると、新しい声や意見を増加させ、伝統的な政党の費用負担で単一テーマのみを扱うような政治運動が増加する。開かれた政府構想と公共セクターへのデータへのアクセスはより多くの透明性と市民指向のサービスを導き出すだろう。

トレンド5：グローバル情報経済は新技術によって変容するだろう。

ハイパー接続された携帯機器、家電機器とネットワーク化されたセンサー、3Dプリンター、言語翻訳テクノロジーなどの蔓延は、グローバル情報経済を変容させるだろう。多くの企業における既存のビジネスモデルは、人々が経済的にその後のどのような居場所においても活動を助けるような革新的なデバイスによって、創造性の行き詰まりに拍車をかけられるのを経験するだろう。

情報図書館学教育と研修の将来的ニーズ

どのように継続的に専門的な技能訓練をこのように変化するニーズのために行うのか、教育者、雇業者、実務家、図書館協会間の協力的な努力が必要である。初歩的レベルの教育は、専門家を生成するための大きな挑戦的課題である。学習者は図書館と利用者のコミュニティに及ぼす情報環境の動向と、インパクトを理解しなければならないし、要求されるような専門的知識と技量を持たなければならない、変化を起こさせる図書館として、とにかく学位を得て職を得ようとしているときに困難さを伴う。継続的専門能力開発は、現在、個人および組織全体に必要である。

雇業者は、彼らの組織と全従業員に対して責任を持ち、現在および新たに出現する情報環境と情報経済の傾向と影響を把握し、これらを図書館情報サービスの文脈の中で解釈・説明し、組織のステークホルダー（利害関係者）を説得して、必要な戦略をサポートし、

全従業員が変化するニーズに対応し、適切な知識と技術を所持できるようにしなければならない。

図書館協会は、『トレンドレポート』の中で専門職の最前線に提起された争点を取り上げ、包括的な議論が、専門職団体と進化する情報環境に意欲的に関わる団体の間で行われるようにリードすべきである。『トレンドレポート』の発表以来、世界中の多くの図書館協会はそれを実行している。

衝突と交差

『トレンドレポート』の非常に興味深い側面は、いくつかのトレンドが衝突しまたは交差しているという視点である。このことが強調するのは、図書館および情報サービスと専門的な知識ベースの現狀的課題である。以下にそのいくつかを例示する。

情報へのアクセス（トレンド1）/経済を変革するニューテクノロジー（トレンド5）

- 情報の共有が安易にできる場合—だれもがそれを本当に所有できるのか？ 図書館の基幹的な事業は、公共あるいはプライベートなドメイン（分野）におけるデジタル権利管理になっており、さらに図書館を深く情報経済に導いている。
- 新技術は、伝統的な情報サイクル（作成者、出版者、発売元、小売業者、図書館、読者）を破壊したが、社会的に確立されたビジネスモデルや規制の枠組みに挑戦した。一方で新しい競争源と新しいアクセスモデルを促進した。利益を得たのは誰なのか？
- アルゴリズム（数学的な手順）にはすべての回答がある。図書館とは何だろうか？ 図書館に付加できる価値はなんだろうか？
- 要するに、メタデータ/ビッグデータの創造と共有（情報連鎖を横断する管理）がすべてである。

ニューテクノロジーの増大（トレンド1）/ プライバシーの終焉（トレンド3）

- ウェアラブル（着用できる）なテクノロジー機器のスイッチを切れるか？ このようなニューテクノロジーは、外部に目を向け館内では何が「見える」かをデジタル的にキャプチャーする。このことは図書

館利用者とスタッフのプライバシーにどのような影響を与えるだろうか？

- 私たちは、図書館の「安全」を促進させる。しかし私たちは物理的なスペースとデジタルスペースのどちらの意味も再定義する必要がある。
- 図書館は新しい情報—採掘ビジネスモデルの一部である。e-bookや他のデジタル資料を用意することで、図書館は利用者に「データ採掘」を可能にする。

オンライン教育の終焉（トレンド2）/グローバル情報経済の変容（トレンド5）

- 言語と文化の整合性を保持している機械は、翻訳者であるが、文化的なコンテキストを理解しているのだろうか？
- 教育はグローバルになり機動的になり続ける…しかし、感触や地域性を失うか？
- 将来的な可能性として、教育がよりオンラインで行われるようになり他の文化や言語から情報源を得るようになると、図書館としては、文化と言語のコンテキストの範囲でのオンライン教育を提供するようになり、教育的な経験や効果を高めることになるだろうか？

新しい声やグループ（トレンド4）/ 増大する情報へのアクセス（トレンド1）

- 情報とメディアリテラシーのバリアの崩壊
- 図書館は、市民の社会活動と開かれた政府における市民活動センターである。図書館は、社会的、政治的、世代間的、地域的的特性な中立性を提供する。
- テクノロジーとはひとつの実現を可能にするものであり、アクセスの提供を越えて、図書館は創造的な環境となって、コンテンツの創造・創出、また企業のインキュベーターとなりうる。

進化する情報環境の中で図書館が顕著な参加者となる潜在的可能性は、明白である。IFLAは、IFLA会員とステークホルダーと共に、情報環境の中で、しっかりと未来の中に図書館を位置づけるために活動している。これらの達成努力の中での日本図書館コミュニティの貢献が期待されている。

<報告(2)>

韓国文献情報学教育の現状と課題

ユン・ヒユン（尹熙潤）

（韓国図書館協会会長、大邱（テグ）大学校文献情報学科教授）

翻訳：松山 巖（玉川大学）

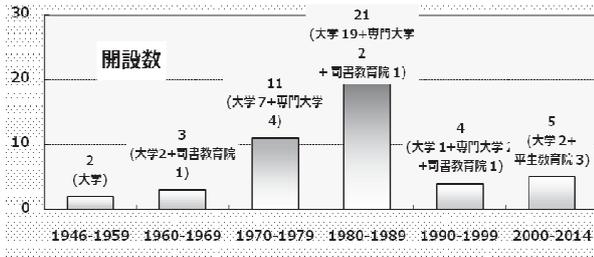
I. 序 言

図書館は人類が生産した記録メディアの収蔵空間であると同時に、利用施設として登場し、収集・保存する資料と、アクセス・活用する利用者を中心として発展してきた。

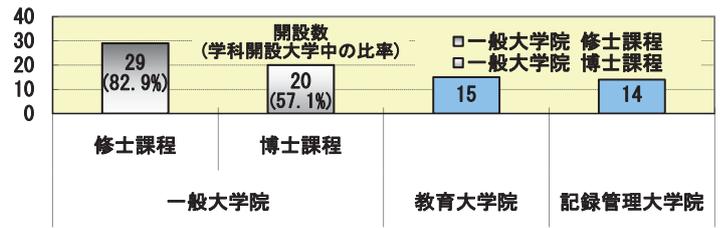
図書館学は図書館の発展と変容に対して理念的な支柱と哲学的な土台を確立し、論理的根拠と開放を提示することを追求する学問である。その名称は文献学、図書館・情報学、情報管理学などと混用されるが、[韓国では] 文献情報学へと収束する傾向にある。

文献情報学は図書館中心の制度と行為を学問的に定立しようとする、「先に実践、後から学問」の性格が強い。その延長線で、韓国文献情報学はアメリカ的な色彩が強い実務教育が強調される一方、哲学的な土台および理論的体系の不十分さにより、学問的な正統性の確立が脆弱で、制度的なしくみも不十分である。文献情報学がいくつかの単科大学で編制されており、教育と直結した資格制度が公正性と衡平性を失っているという事実が、その傍証である。

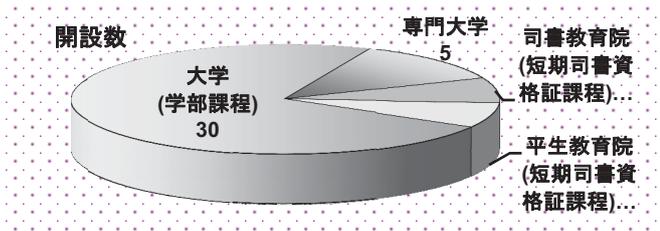
ここに、韓国文献情報学教育の現状を分析し、主要な課題と解法を提示したい。特に、教育主体の多様化による資格制度の改善方案を模索中であり、これが日本の文献情報学界および図書館現場の参考となることを期待する。



<図1>教育主体別にみた文献情報学教育課程の開設現況 (2014年10月現在)



<図3>文献情報学科(専攻)に開設された大学院修士・博士課程の現況



<図2>教育主体別に見た文献情報学教育課程の開設現況 (2014年10月現在)

II. 文献情報学教育の発展と現状

2014年10月末現在、文献情報学の教育課程は、全部で46大学(4年制35校、短大5校、司書教育院3校、平成教育院3校)に達する。これらの年代別の開設推移は図1の通りである。

文献情報学教育課程の性格は、図2のように、35大学が〈高等教育法〉(〔訳注〕法令の名称はく)で囲んだ。)に基づく学士学位の正規課程である一方で、6大学(〈図書館法〉に基づく司書教育院3か所と、〈単位認定等に関する法律〉に基づく生涯教育院3か所)は資格取得に重点を置いた短期教育課程である。

大学院文献情報学科の修士/博士課程は図3のように、一般大学院の修士課程が29大学(82.9%)に、博士課程が20大学(57.1%)に開設されている。教育大学院の司書(図書館教育)専攻は15大学に、記録管理大学院の記録管理専攻は14大学に設置されている。

韓国文献情報学教育の現状を、教育課程、教育主体、資格制度、採用環境等の側面からSWOT分析すると図4のようになる。従って、文献情報学教育は「強み」と「機会」の要素を活用したりこれらを根拠とし、「弱み」を改善することで「脅威」要素を取り除く、戦略的なアクセスを急がねばならない。教育的側面で代表的な「弱み」としては、学問的なアイデンティティの弱さ、教育主体の乱立による教育的な格差、司書資格証の公信力の低下を挙げることができる。特に、教育水準の差異にもかかわらず資格認証が同一であることによる衡平性の問題は、標準教科目制の導入及び資格制度改善を通じて解決すべき課題として認識しなければならない。

強み (S=strength)	弱み (W=weakness)
<ul style="list-style-type: none"> ● 明確な法制根拠(図書館法, 単位認定等に関する法律など) ● 多様な教育主体(大学, 専門大学, 司書教育院, 平生教育院)の存在 ● 各種団体(教授協議会, 韓国図書館協会, 図書館情報政策委員会等)の支援と牽引 ● 教育と研究を連携した学術団体(5個学会)と学術誌発刊(年間300編以上の論文生産) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 哲学的及び理論的体系の不実による学問的アイデンティティと位相の虚弱 ● 教科目及び履修単位の非標準化がもたらす主体別教育水準の不均衡 ● 供給過剰による司書職就業の難しさ(年間輩出人力に対する正規職就業率: 10%内外) ● 国家資格証にふさわしい司書職公務員の専門性保障システムの脆弱
機会 (O=opportunity)	脅威 (T=threat)
<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次図書館発展総合計画(2014-2019)での推進課題化(図書館拡充, 専門司書制度及び資格制度更新, 標準教科目導入, 再教育プログラム拡大など) ● 図書館をベースキャンプにする政府の人文精神文化の強化によるバタフライ効果の期待 ● 図書館及び司書職の役目(情報利用, 文化享有, 読書活動, 平生学習)に対する社会的期待心理及び認識度の増加 ● 学協会の教科課程改編, 教育機能強化, 資格制度改善などに対する共感帯の形成と推進意志 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学入学者の減少による文献情報学と募集単位の縮小及び廃止の可能性 ● 高等教育政策の柔軟化(学部制, 複数専攻制, 単位認定制, 独学士課程などによる資格証濫発)による専攻教育の不十分さが憂慮される ● インターネット情報流通及びモバイル生活化がもたらす図書館生態系の弱体化とそれによる学問的萎縮 ● 選出職自治団体長及び行政機関のポピュリズムに基盤した図書館政策(規模図書館, 運営委託, デジタル至上主義)の否定的背光効果

<図4>韓国文献情報学教育のSWOT 分析結果

Ⅲ. 文献情報学教育の課題と解法

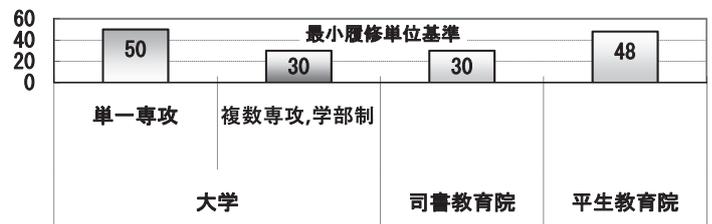
1. 学問的アイデンティティの再定立

韓国文献情報学の学問的アイデンティティが弱い歴史的な理由は、図書館の実務技能を重視する米国式学問の移入、過去に学部非専攻者（英文学など）の教授職を多数補任したケース、1980年代の学科急増と現職者採用による学問的基礎知識の限界、多くの学術研究の現実適合性の低下などが複合的に作用したためである。

したがって、虚弱な学問的アイデンティティを立て直さねばならない。このためには、哲学のおよび理論的な土台、歴史的な軌跡と社会的役割、教育研究の主要空間である図書館との不可分性に対する理論的体系化を急がねばならない。「先に実践、後から学問」が含蓄する哲学的土台および歴史性の脆弱さというアキレス腱を克服しようと思うならば、「文献情報学の哲学的土台、民主主義と図書館、記録メディアおよび図書館の変容史、司書職のコアとなる力量と社会的な寄与、知識文化遺産の保存」等を強化しなければならない。

2. 標準教科目制度の導入

教育主体の多様化による水準の格差と不均衡を解消するのであれば、教科課程の体系化と標準教科目制の導入が必要である。その理由は、大学（短大含む）の文献情報学教育が司書教育院、生涯教育院等に拡大したり、受講科目と教育水準の格差と関係なく同一の司書資格証を発給しているためである。これにより、国家資格証の公信力が大きく下落するのみならず、図書館界へ進出する司書職の職業的専門性が損なわれることが憂慮されるという見方が少なくない。教育主体別の教育課程を比較すると、表1および図5のようになる。



＜図5＞教育主体別にみた司書資格証（2級）取得のための最小履修単位数基準

区分		対象資格証	最小授業年限	専攻科目最小履修単位数	必須科目指定の有無	標準教科目適用の法的根拠	
正規課程	大学	学科制	2級正司書	4	単一専攻：50 複数専攻：30-36	指定または未指定	大学（専門大）ごとの学則等
		学部制	2級正司書	4	36		
	専門大学	準司書	2	60			
短期課程	司書教育院	1級正司書	1	30	指定（5科目以上）	文化体育観光部公示第2012-28号（司書教育機関の教育課程及び履修単位）	
		2級正司書	1	30	指定（6科目以上）		
		準司書	1	30	〃		
	平生教育院	2級正司書	大学で他分野を専攻した者	1.5	48		指定（8科目）
			専門大で他分野を専攻した者	2	60		
		専門大で文献情報学を専攻した者	1.5	60（専門大で履修済みの分を含む）			

＜表1＞教育主体別にみた文献情報学教育課程の比較

※生涯教育（平生教育）の一環として、学習者が授業のみならずさまざまな学習機会を経験することで単位が認定され、一定の単位数に達すると学士や専門学士（日本の準学士＝短大卒に相当）の学位が授与される制度がある。この単位を登録・管理するために国家平生教育振興院が設置した組織が単位銀行。

基礎科目(6) ¹⁾	コア科目(10) ²⁾	選択科目(28) ³⁾	
<ul style="list-style-type: none"> ● 知識情報社会論* ● 文献情報学概論** ● 文献情報学史* ● 図書館哲学史* ● 文献情報学研究方法 ● 読書教育論 	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録メディア変容史* ● 図書館経営論** ● 蔵書管理論** ● 資料分類法** ● 資料目録法** ● 情報サービス論** ● 情報検索論 ● 図書館マーケティング ● 図書館法制* ● 図書館実習 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館政策論 ● 図書館建築論 ● 公共図書館経営 ● 大学図書館経営 ● 学校図書館経営 ● 専門特殊図書館経営 ● 分類目録実習** ● メタデータ理解 ● 逐次刊行物管理 ● 電子資料管理 ● 古典資料理解 ● データベース構築 ● 図書館情報システム管理 ● 情報利用行態論 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者教育 ● 児童サービス ● 脆弱階層サービス ● 学術研究情報サービス ● 図書館文化プログラム ● 図書館価値評価* ● 図書館協力論 ● 知識文化遺産保存 ● 書誌学概論 ● 記録管理学理解 ● デジタルアーカイビング ● 図書館と情報技術 ● 図書館サービスと著作権 ● 文献情報学特講

＜表2＞文献情報学標準教科目モデル

- 1) 文献情報学の理解と学習に必要な基礎知識習得と係わる科目
 - 2) 文献情報学の基本科目であると同時に司書資格証取得、公務員任用試験準備に必須なコア科目
 - 3) 図書館専門家として活動したり大学院に進学するなどのために追加して履修することが望ましい科目
- * 文献情報学の哲学的土台及び学問的アイデンティティ定立と係わる科目
- ** 司書職公務員任用試験など図書館界採用試験と係わる科目

このような限界と弱さを解消しようとするならば、多様な教育主体に標準教科目制度を導入しなければならない。学問的アイデンティティを強化し基礎知識を理解する科目、図書館の主要機能と業務を反映した科目、〈地方公務員任用試験令〉の試験科目等を総合的に考慮した標準教科目モデルを提案すると、表2のようである。

3. 司書資格制度の国家試験制の適用

司書資格制度は1965年に制定された〈図書館法施行令〉第4条第2～3項で「正司書と準司書」に区分して資格要件を明示するところから始まり、1988年に全部改正された〈図書館法施行令〉第5条第1項別表3は「1級正司書、2級正司書、準司書」に区分して資格要件を規定した。現行〈図書館法施行令〉第4条第2項別表3で規定されている司書の区分及び資格要件

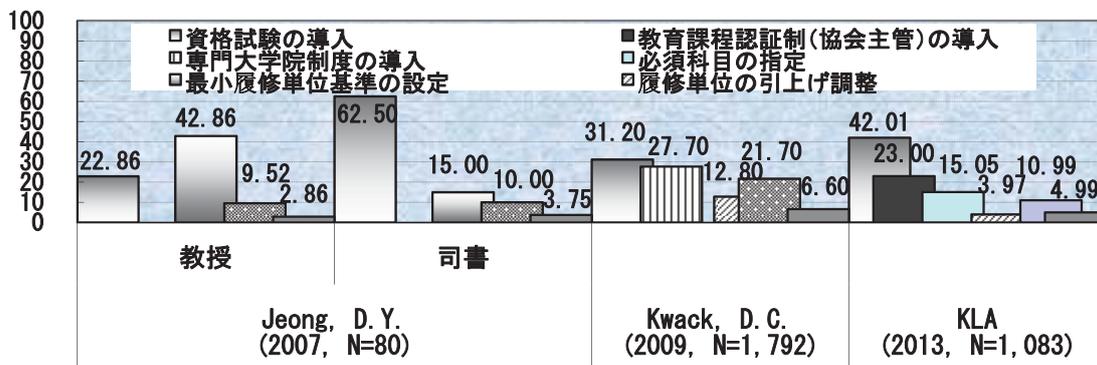
に基づき、資格証別の取得経路の全体像を示すと図6のようになる。

ただし、資格取得のための教育機関が〈高等教育法〉に基づく大学から〈図書館法施行令〉による指定教育機関、さらには〈単位認定に関する法律施行令〉を適用した平生教育院へと拡大することにより、さまざまな教育主体が資格証課程を運営している。これを批判する視点としては、専門大学（日本の専門学校及び短期大学に相当する。）生が学部生よりも履修単位が多いにもかかわらず前者は準司書、後者は2級正司書の資格を取得し、大学と教育院の間でも履修単位や教育水準で差異があるのにすべて2級正司書の資格証を発給することで、国家資格証の公信力の墜落と相対的差別を助長する、といったものである。

区分	資格要件
1. 1 級正司書	イ <高等教育法>による大学院で文献情報学又は図書館学の博士学位を得た者 ロ 2 級正司書資格証を所持し <高等教育法>による大学院で文献情報学及び図書館学以外の博士学位を得るか、情報処理技術者資格を得た者 ハ 2 級正司書資格証を所持し、図書館勤務経歴その他文化体育観光部令で定める機関で文献情報学又は図書館学に関する研究経歴（以下「図書館等勤務経歴」という。）が6年以上ある者で、<高等教育法>による大学院で修士学位を得た者 ニ 2 級正司書資格証を所持し、図書館等勤務経歴が9年以上ある者で、文化体育観光部長官が指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）で文化体育観光部長官が定め告示する所定の教育課程（以下「所定の教育課程」という。）を履修した者
2. 2 級正司書	イ <高等教育法>による大学（教育大学、師範大学、<高等教育法>第2条第5号による遠隔【通信制】大学、産業大学及びこれに準ずる各種学校を含む。以下同じ。）で文献情報学若しくは図書館学を専攻し卒業した者、又は法令でこれと同等の学力を有すると認定した者で文献情報学を専攻した者 ロ <高等教育法>による大学院で文献情報学又は図書館学の修士学位を得た者 ハ <高等教育法>による教育大学院で図書館教育又は司書教育を専攻し修士学位を得た者 ニ <高等教育法>による大学院で文献情報学及び図書館学以外の修士学位を得た者で、指定教育機関で所定の教育課程を履修した者 ホ 準司書資格証を所持し <高等教育法>による大学院で修士学位を得た者 ヘ 準司書資格証を所持し図書館等勤務経歴が3年以上ある者で、指定教育機関で所定の教育課程を履修した者 ト <高等教育法>による大学を卒業し、準司書資格証を所持し、図書館等勤務経歴が1年以上ある者で、指定教育機関で所定の教育課程を履修した者
3. 準司書	イ <高等教育法>による専門大学（専門学士の学位を授与するサイバー大学を含む。）で文献情報科若しくは図書館科を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有する者で文献情報科若しくは図書館科を専攻した者 ロ <高等教育法>による専門大学（専門学士の学位を授与するサイバー大学を含む。）卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、指定教育機関で所定の教育課程を履修した者 ハ <高等教育法>による大学を卒業した者で、在学中に文献情報学又は図書館学を副専攻した者

<図6> 韓国の司書資格要件と資格証取得経路

- 備考 1. 「図書館等勤務経歴」は次の各機関において司書又は司書行政業務を専任として担当し勤務した経歴をいう。
- イ 図書館 1) 国家又は地方自治団体が設立した公共図書館・専門図書館 2) 法第31条第1項及び第40条第2項により地方自治団体に登録した私立公共図書館・専門図書館 3) 大学図書館、学校図書館 4) それ以外の、「小さい図書館」規模以上の図書館
 - ロ 国家機関及び地方自治団体
 - ハ 図書館関連の非営利法人
2. 韓国の大学又は大学院で <高等教育法>による大学を卒業し学士以上の学位を取得した者で、司書の区分別資格要件と同等の学力を有すると文化体育観光部長官が認定した場合は、該当。司書資格証を発給することができる。



<図7> 司書資格制度の改善モデル別にみた回答結果の比較

区分 方案	法理的, 認知的, 現実的論拠と限界	適合性と 適用性
専門大学院設置・ 運営 (学部水準の教育 を大学院水準で格 上げさせると同時 に主題専門司書を 養成するための専 門大学院を指定ま たは設置・運営す る方案)	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門大学院制度は法学, 医学, 歯学, 経営学のように対象学問の排他的専門性に対する共感台が形成されて国家や社会が認めれば導入が可能な方案 ● たとえ専門大学院が代案になることができても現実的に多くの障害要素(大学選定のための評価基準及び指標開発, 評価実施及び対象機関の決定, 修了者に対する待遇または資格証付与, 図書関係の採用など)を解決することができる ● 文献情報学教育に専門大学院制度を取り入れる目的が, 学部教育を大学院水準で格上げさせることであれば, 多くの大学に修士及び博士課程が開設されているために説得力がない。主題専門司書を養成することが目的であれば, 司書職の職業的位相と処遇などを勘案すると, 他専攻者の専門大学院入学可能性が低いいため, 改善方案としての論拠が不足 	△
国家試験制 (多様な教育機関 で教育課程を履修 した者に国家試験 によって資格証を 授与する方案)	<ul style="list-style-type: none"> ● 司書資格制度の全面改善は, 大学(専門大学)中心の教育課程による資格取得が司書/平生教育院へと拡がったために発生している教育的偏差を解消すると共に, 国家資格証の公信力を確保することを目的としている ● 多くの方案の中, 国家試験制は最近学界及び協会の研究結果で最も好まれる代案であることが明らかになっており, 第2次図書館発展総合計画でも推進課題として明示しており, 注目しなければならない制度的改善方案 ● 一方で国家試験制を適用しようとするれば, 類似直列である社会福祉士で現われた弊害(1級社会福祉士に適用した点, 試験合格者を現場で優待・採用しない慣行, 資格証乱立などによる実効性不在)を反面教師にして, 逆機能と副作用を遮断しなければならないし, 文献情報学界及び図書館現場の国家試験制導入に対する合意も必要 ● もっと重要な点として, 主務部処の前向き姿勢と実行努力, 図書館情報政策委員会の決断が必要なだけでなく, 文献情報学教育の標準教科目化, 司書の等級仕分け及び等級別資格要件の改訂, 国家試験制を適用する等級基準の決定, 試験科目, 合格者のための加算点制, 補習教育の義務化, 司書資格更新制の導入, 関連法令の改訂などのためのモデル開発が先行しなければならない 	○

＜表3＞司書資格制度改善方案の比較評価

これに注目した文献情報学会と韓国図書館協会は、司書資格制度の改善方策として、最小履修単位の設定、履修単位の増加、必須科目の指定、専門大学院制度の導入、教育課程の認証制の導入、資格試験の実施、分野別・資格別の履修科目の指定などを提示した。図7を見ると、最も好まれている方策は資格試験であり、その次が専門大学院制度となっている。両者の法理的・認知的・現実的な論拠と限界、適合性と適用性を評価・比較すると表3のようになる。

要するに、現行の司書資格制度は多様な教育主体の教育的格差にもかかわらず、同一の資格証を授与した

り、相対的な差別による不満、司書資格の質的低下及び国家資格証としての公信力の低下、準司書資格証を採用試験の最低基準として適用することによる正司書資格証の実効性の不在などの問題点をかかえており、国家試験制に転換することが望ましい。そのための重要な前提条件である国家試験制適用モデルの開発、関係法令の改正、試験管理機構の構成などに対する方案を提示すると、次のようになる。

教育主体	卒業時 資格証	国家試験		備考
		基準	資格証	
<ul style="list-style-type: none"> ● 大学文献情報学専攻（複数専攻含む） ● 大学院文献情報学修博士課程（一般大学院，教育大学院） ● 司書教育院（2級正司書課程） ● 平生教育院文献情報学士過程 ● 外国大学及び大学院の文献情報学履修者 	2級司書	○	1級司書	<ul style="list-style-type: none"> ● 司書資格証は1~3級に区分 ● 2級司書課程に標準教科目を適用 ● 現行1級正司書等級及び資格要件は廃止 ● 司書教育院1級正司書課程は廃止 ● 1級司書資格証後の専門資格証（主題別，対象別）は教育部（または文化体育観光部）の再教育機関指定及び韓国図書館協会の教育課程認証による
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門大学文献情報科 ● 大学文献情報学科副専攻 ● 司書教育院（準司書課程） 	3級司書	—	—	

<表4> 司書資格制度の国家試験制適用モデル

第1に、国家試験制適用モデルは表4のように学部以上の教育課程を履修すれば2級司書資格証と国家試験受験資格を与え、国家試験に合格した場合に1級司書資格証を与えることが望ましい。

第2に、国家試験制を導入しようとするならば〈図書館法〉に根拠条項を準備しなければならない。その1つは表5のように国家試験制施行に関する条項を新設するものであり、もう1つは〈図書館法施行令〉の司書等級を表6のように1～3級（1級は専門司書、2級は正司書、3級は準司書を意味する）に改正し、資格要件を全面的に再構成しなければならない。そのほかにも国家試験筆記科目を別表として追加しなければならない。

第3に、国家試験制を成功させるには、1級司書資格証に対する現実的なインセンティブが必要である。そのためには〈公務員任用試験令〉第31条第2項別表11（分野別資格証加算比率表）に司書資格証の加算比率を追加し〈公務員手当等に関する規定〉第14条別表11（特殊職務手当支給区分表）において手当支給対象を「司書職公務員」から「司書業務を直接担当する公務員」に改め、支給額を資格証別に転換し、差等をつけて適用しなければならない。

第4に、国家試験制を施行するには、専門職団体を代表する韓国図書館協会の主導下に、主務部署の関係者、学術団体、館種別の現職者等が参加して仮称「司書国家試験管理委員会」を構成し、法的根拠条項の準備、司書等級および資格要件の改正、受験資格および試験科目の決定、合格者への任用試験加算点制の適用、再教育および資格更新の方案、既存の司書資格証の再認証等について決定しなければならない。また、国家試験の主管機関、出題委員の構成、出題内容と合格基準等に対する細部基準も準備しなければならない。

区分	条項	新設内容
図書館法	第7条(司書資格証の発給等)	①司書の等級は1級・2級・3級とし等級別の資格要件及び資格証の発給手続きは大統領令で定める。 ②1級司書資格証を得ようとする者は国家試験に合格しなければならない。
	第8条(国家試験)	①第7条第3項による国家試験は文化体育観光部長官(日本風に言えば「文化体育観光省大臣」)が施行し、試験の管理は大統領令で定めるところにより関係専門機関に委託することができる。 ②文化体育観光部長官は、第1項により国家試験の管理を委託した場合は、これに要する費用を予算の範囲内で補助することができる。 ③試験科目、受験資格等、試験の実施に必要な事項は大統領令で定める。
図書館法施行令	第5条(国家試験の施行など)	①文化体育観光部長官は法第8条第1項により次の各号のいずれかに該当する関係専門機関を試験管理期間として指定し試験管理業務を委託する。 1. 試験に関する調査・研究等専門的な能力を有する非営利法人 2. 図書館に関する専門知識と技術を有する非営利法人 ②試験は筆記試験の方法によって実施し、その試験科目は別表4の通りとする。

<表5> <図書館法>の国家試験制法的根拠モデル

等級	資格要件
1級司書	法第7条第3項の規定による国家試験に合格した者
2級司書	イ <高等教育法>による大学院で文献情報学又は図書館学を専攻し修士又は博士の学位を取得した者 ロ <高等教育法>による教育大学院で図書館教育又は司書教育を専攻し修士の学位を取得した者 ハ <高等教育法>による大学院で文献情報学又は図書館学以外の修士学位を取得した者で、文化体育観光部長官が指定する教育訓練機関で所定の教育訓練課程を履修した者 ニ <高等教育法>による大学で文献情報学又は図書館学を専攻し卒業するか、法令でこれと同等の学力を有すると認定した者で文献情報学を専攻した者 ニ 3級司書資格証を所持し<高等教育法>による大学院で修士学位を得た者 ホ 3級司書資格証を所持し図書館等の勤務経歴が3年以上ある者で、文化体育観光部長官が指定する教育訓練機関で所定の教育訓練課程を履修した者 ヘ <高等教育法>による大学を卒業して3級司書資格証を所持し図書館等の勤務経歴が1年以上ある者で、文化体育観光部長官が指定する教育訓練機関で所定の教育訓練課程を履修した者
3級司書	イ <高等教育法>による専門大学(日本の専門学校及び短期大学に相当する。)で文献情報科を卒業するか、これと同等以上の学力を有する者で文献情報学を専攻した者 ロ <高等教育法>による専門大学を卒業するか、これと同等以上の学力がある者で、文化体育観光部長官が指定する教育訓練機関で所定の教育訓練課程を履修した者 ハ <高等教育法>による大学を卒業した者で、在学中に文献情報学や図書館学を副専攻した者

<表6> <図書館法施行令>の司書等級及び資格要件改正モデル

備考：外国の大学または大学院で文献情報学や図書館学を専攻し学士以上の学位を取得した者で、等級別の資格基準と同等の学力を有すると文化体育観光部長官が認定した場合は、当該等級の司書資格証を交付することができる。

<報告(3)>

北米における図書館情報学教育

コートニー・ヤング (Courtney L. Young)

(アメリカ図書館協会会長 (2014-2015)、
ペンシルバニア州立大学グレーター・アリゲニー校女性学教授)

翻訳：JLA国際交流事業委員会

はじめに

米国とカナダにおける図書館情報学 (LIS) 教育の最近の傾向とイニシアチブに関して報告する機会を設けていただき、誠にありがとうございます。図書館情報学の教育は今、高等教育が全般的にそうであるように、新たな教育テクノロジーによってもたらされた課題に直面しており、プログラムや科目の改正と変更、他学部との連携、教員と学生の多様化の促進、ならびに国際感覚の養成の必要性に迫られています。

図書館情報学の修士号は、米国とカナダで図書館員の職を得るために適した学位とされています。アメリカ図書館協会 (ALA) は、米国、カナダ、プエルトリコの図書館情報学の修士プログラムの認定を行っています。図書館などの施設や組織で専門職に就くためには、ほとんどの場合、ALA認定の修士号を取得する必要があります。そうすることで、応募する図書館や職種の幅が広がり、キャリアの流動性を高めることができます。

ALA認定の修士プログラムは、現在58の機関で63あります。そのうち3つは初めて認定を申請しているプログラムです。認定を得るためには、実践家と学者からなる外部の審査委員会による審査をパスしなければなりません。この審査にパスするためには、ALAの認定委員会が作成し、政策決定機関である評議員会が承認した「図書館情報学修士プログラムの認定基準」を満たす必要があります。現行の基準は2008年に設定されましたが、認定委員会では現在、基準の改正を行っています。評議員会による審査を経て、2015年には承認を得ることを見込んでいます。

それぞれの図書館情報学プログラムに柔軟性を持た

せ、様々な専門分野において重点を置くことができるように、ALAの基準は、一般的な性質を持ったものとなっています。現行の改正案には次の5つの基準分野に関する提案が盛り込まれています。

- I. 系統的計画
- II. カリキュラム
- III. 教員
- IV. 学生
- V. 経営管理・財務・資源

現行の改正案には、学生の学習成果をより重視するという、高等教育における最近の傾向が反映されています。またeラーニングの成長を意識し、オンラインプログラムの必要性についても考察されています。現行案と改正に伴う議論について興味がある方は、ALAはブログを作りましたので、「ALA Standards Review ブログ」をご覧ください。

米国のみに関して言うと、ALAが承認している教育学部の修士課程を修了することによっても、学校図書館の司書資格を取得することができます。ALA認定プログラムに加え、学校図書館の専門職資格を取得できる32の修士プログラムをALAは承認しています。これらの32のプログラムは、ALAの学校図書館部門であるアメリカ学校図書館員協会 (AASL) によって承認され、なおかつ教員養成認定評議会 (CAEP) が認定した教育機関によって提供されます。

学生数は頭打ち

図書館情報学教育協会 (ALISE) の報告によると、ALA認定修士プログラムの受講者数は1996年には12,649人でしたが、団塊の世代が定年退職年齢に達することにより、図書館員の需要が増えることが予想され、2009年には最大受講数の19,413人となりました。しかし近年の景気後退の影響で、卒業生が図書館に就職することが難しくなりました。多くの図書館員が退職を見送ってより長く勤めるようになり、図書館は予算削減や、誰かが辞めても空席は切り捨てられる状況に直面しました。

2011年には学生数は18,657人まで減少し、受講者数の伸びは止まりました。その後の景気回復により、人

員募集が再開され、より早期に仕事を見つける卒業生の数が増えてきました。現在は卒業生と職の数のバランスは改善しています。大多数の卒業生が図書館や類似施設に就職をしますが、毎年卒業生の約10～20%は、民間企業で自身のスキルを生かすことができる職に就いています。米国とカナダでは、修士課程の学生の大半はパートタイムで就学しますが、図書館情報学分野ではパートタイム学生が3分の2を占めます。

オンライン化の促進

米国とカナダの図書館情報学教育における最も顕著な傾向はおそらくオンラインへの移行であり、オンラインで学位を取得することさえ可能です。今では58の認定機関のほぼすべてがオンラインコースを設けており、そのうち27機関が全課程をオンラインで提供しています。

これにより指導法を大幅に変更する必要性が生じ、教員は教室内での指導にとどまらず、インターネットを介した指導にも長けていることが求められています。また学生の物理的な居場所に縛られずにプログラムを提供できるので、全課程をオンライン化することで、国内だけでなく世界中の学生を募集対象とすることが可能になりました。ALAは認定機関として、オンラインプログラムにも、通学者に提供するプログラムと同様の審査をする必要があります。オンライン受講者は通学生と同じ教育を受け、同じ資料にアクセスできなければなりません。

新たなスキル、新たな科目

今日の図書館員は、20～30年前とは異なるスキルが求められます。それは変化する新しいテクノロジーに関する知識、Webプレゼンスの創出と維持、デジタル化プロジェクトの実践、コミュニティとの連絡係としての役割などです。これらのスキルを習得することができる、デジタル情報のやり取りに関連する科目の需要が高まっています。

ALA認定プログラムの傾注分野を見ると、大学図書館員の職務、公共図書館員の職務、資料保存学、レ

ファレンス業務、利用者サービスといった従来からの科目に加え、新たな分野が出現していることがわかります。37のプログラムでデジタルライブラリーに関する科目が開設され、うち30は情報システム設計と分析について集中的に学ぶ機会を提供しています。また、ナレッジマネジメントは成長分野で、21のプログラムで専門的に学べます。

変革する教員、パートタイム教員vsフルタイム教員

新たな科目と重点領域の提供に向けた図書館情報学プログラムの改正に伴い、教員は図書館学の博士号にとどまらず、さらに多くの資格を求められるようになっていきます。現在、正規教員の約3分の1が別の分野の学位も持っています。最も多いのはコンピュータ科学の学位で、その他には教育テクノロジー、歴史、経営学などがあります。

各プログラムでは、経済的な理由、あるいは特定分野の専門家を確保するために、パートタイム教員の採用が継続的に行われています。パートタイム教員の増加はフルタイム教員のそれを上回っています。これには良い面と悪い面があります。授業を行うのに適切な専門家を雇うのがベストであり、その適切な人材は、修士号しか持っていない現場の実践家の場合もあります。しかし正規教員に比べ、パートタイム教員の割合が高すぎると、ALA認定審査時の懸念要因となります。

iSchoolと図書館学校

図書館情報学以外の分野の博士号を持つ教員が最も多いのは、iSchoolプログラムです。iSchoolはインフォメーション・スクールを指し、情報技術、インフォマティクス、情報科学といった特定の情報分野に重点を置き、進化していくプログラムで、成長を続けています。1998年には図書館情報学プログラムが94%を占めており、iSchoolを名乗るプログラムはわずか6%にすぎませんでした。しかし2012年には図書館情報学と名乗るプログラムは70%に減少し、iSchoolは30%に増えています。

現在は世界中で55のiSchoolが展開されています。

そのうち28は米国とカナダで運営され、21はALAに認定されていて「図書館情報学修士プログラムの認定基準」を満たしています。シラキュース大学やミシガン大学では、従来の図書館の職務領域における指導を継続しながら、先述の特定分野に重点を移していくなかで、学部名から「library」が取り除かれました。シラキュース大学では情報研究学部、ミシガン大学では情報学部という名称がついています。ノースカロライナ大学のように、「library」がアイデンティティの一部として学部名に残されているiSchoolもあります。

図書館情報学プログラムの他学部への統合、デュアル・ディグリーコースの増加

大学の財務事情により、図書館情報学プログラムの他学部への統合が進められ、多数のプログラムが独立した学部ではなくなっています。現在、アリゾナ大学では情報資源・図書館学科(SIRLS)は、社会・行動科学学部の専門課程の1つとなり、ラトガース大学ではコミュニケーション・情報・ジャーナリズム・メディア研究学部の一部となっています。同様に、カナダのウェスタンオンタリオ大学では、情報・メディア研究学部の一部となっています。

図書館情報学プログラムは概して登録者数が少なく、その多くはパートタイム学生であり、正規の受講者が多い大学院課程と同等の収益をもたらすことはできません。しかし、より規模の大きい学部統合されることにより、学部がもたらす収益額に基づいた大学側の決定による閉鎖を恐れ、プログラムを存続させることができると言えるのです。

近年の高等教育では、より充実した経験を学生に提供するために、学部間およびプログラム間の連携に力が注がれています。学生はスキルと知識を高め、何にでも対応できる能力を身につけられる課程や経験を望んでいます。二つのプログラムで修士号を取得できるデュアル・ディグリーコースは、これまでも図書館情報学の修士プログラムにもありましたが、その数は増加し、現在はALA認定プログラムの65%がこれに対応しています。それにより、図書館情報学の修士号と併

せて、学生はビジネスや歴史、法律、教育テクノロジーなどの修士号の取得を目指すことができます。

学生、教員、および図書館員の多様化促進、スペクトラム・イニシアチブ

ALAは図書館専門職における多様化の促進にも力を注いでいます。2010年の国勢調査局の統計と、ALAによる人口統計分析「Diversity Counts」の結果を比較してみましょう。

- ラテン系は人口の16.3%に対し、資格を持つ図書館員の割合はわずか3.1%
- アフリカ系アメリカ人は人口の12.6%に対し、資格を持つ図書館員の割合はわずか5.1%
- アジア系と太平洋諸島民は人口の5%
- 米国先住民は人口の1%に満たず、資格を持つ図書館員の割合はわずか0.2%

図書館員の人口構成を変えるためには、マイノリティに対し、図書館情報学修士プログラムへの募集をかけ、サポートを提供し、職能開発を支援する必要があることを認識し、ALAは1997年に奨学金制度「スペクトラム」を始めました。スペクトラムは、米国/アラスカの先住民、アジア系、黒人/アフリカ系米国人、ヒスパニック/ラテン系、あるいはハワイ先住民/その他の太平洋諸島民の学生が大学院の学位を取得し、組織内で専門分野の指導的地位に就けるように、奨学金を提供する支援制度です。ALAはこの制度実現のため、会員、業者、ALAの各部会などから130万ドルを募りました。

1997年から現在までに授与された奨学金は900件近くに上り、現在は、学費と諸費用に充てる6,500ドルを支給しています。奨学生の72%は一家で初めて大学院に進学する人です。しかし学費は7,000~35,000ドルであるため、スペクトラム奨学生の入学に際し、多くの図書館情報学プログラムでは追加支援が行われています。さらに、スペクトラム奨学生はALAに無料で会員になることができ、ALA年次大会で特別にアレンジされたプログラムに参加し、メンタリングを受けたり、人脈を広げたり、スキルを構築することができ

ます。

図書館員の人種構成に、社会の多様性をより反映させるためには長いプロセスが必要ですが、ここにきて多少の成果が現れ始めています。ALA 認定校の2011年度秋学期クラスの人種構成は、米国／ハワイの先住民は依然として1%未満ですが、白人は82%、ヒスパニックは7%、アフリカ系アメリカ人は6%、アジア系は4%と報告されています。また、「Diversity Counts」の新しいデータによると、国内の公共・大学・学校図書館で資格を持つ図書館員として勤務する人種的・民族的マイノリティの割合は、2000年の11%からわずかに増加し、2009～2010年は12%となっています。

図書館情報学教員の多様性の強化、米国とカナダにおける国際化の波

ALAでは、他の専門職同様、図書館情報学プログラムで教える教授の人種的・民族的多様性を強化することに関心を持っています。図書館情報学教育協会(ALISE)の2012年の報告によると、教員の81%は白人で、アジア系は15%、アフリカ系アメリカ人は5%、ヒスパニックは3%となっています。ALAは2007年、2008年、2013年に米国政府機関である博物館・図書館サービス機構(IMLS)から助成金を得て、次世代の図書館情報学の教授の人種的・民族的多様性の強化を図っています。

米国とカナダの図書館情報学プログラムは常に多くの留学生を受け入れており、その人数は徐々に増加しています。2011年の秋学期では入学者の5%が留学生でした。多くのプログラムでは、国際化を見据えた多様なつながりと機会を提供しています。その中でも顕著なのは、全課程をオンライン化することにより、世界各地の学生を受け入れられるようになったことです。その例がサンノゼ州立大学です。アメリカンスクール・イン・ジャパンの高校の図書館で貸出のスーパーバイザーとして働いているルース・ベンダーさんは、東京に住みながら、サンノゼ州立大学のオンライン課程で学位取得を目指しています。大学からとても遠くに住

んでいることは、障害にはなりません。彼女は、自分の予定に合った授業を見つけることができ、時差に対処しながら、講義やグループワークなどのリアルタイムのセッションもこなしています。

また、他国の図書館情報学プログラムと提携することで、学生に留学や国際交流の機会を提供しています。ウィスコンシン大学ミルウォーキー校の情報学部は、世界の13校以上の大学と提携しています。このパートナーシップには、幅広い留学プログラム、学生や教員間の交流、ならびに研究協力が含まれています。ハワイ大学は、日本政府からの助成金により、筑波大学に交流ツアーを提供することができました。またシモンズ大学では、ニカラグアの図書館を支援するためにボランティア活動の機会を学生に提供したこともあります。

学位取得以降の図書館情報学教育

このように、米国とカナダの図書館情報学教育そのものとその周辺において、いくつかの大きな傾向が見られます。修士号は図書館員の生涯学習の最初のステップにすぎないことは言うまでもありません。自分自身や図書館が変革して、コミュニティと社会のニーズを満たすことができる図書館員や図書館となるために、今日の図書館員は、新たなスキルと知識を習得し続けなければなりません。ALAは図書館員向けの書籍、学術誌、会議、ワークショップ、そしてウェビナーを介して、強固な生涯教育プログラムを作成しています。

最後に、このように重要な、日本図書館協会の全国図書館大会にお招きいただいたことに感謝の意を述べたいと思います。来年の夏、2015年6月25～30日にサンフランシスコで開催されるALAの年次大会への皆様のご参加をお待ちしております。

<報告(4)>

アリゾナ州における図書館情報学教育

ジーン・プフェンダー氏 (Jeanne L. Pfander)

(アリゾナ大学 (UA) 図書館副館長)

アレクサンドラ・ハンフリーズ氏 (Alexandra Humphreys)

(アリゾナ州立大学 (ASU) 図書館員)

翻訳：JLA国際交流事業委員会

こんにちは。アリゾナ州図書館協会 (AzLA) のホーナー・フェローシップ (図書館司書の交流プログラム) 委員会委員長を務めておりますプフェンダーと申します。普段はアリゾナ大学ツーソン校の図書館に勤務しております。共同発表者のハンフリーズは同委員会次期委員長であり、アリゾナ州立大学フェニックス校の図書館で勤務しております。「キングスキャニオンの州」であるアリゾナ州から、皆様にご挨拶できることを光栄に思っております。

アリゾナ州

まずアリゾナ州に関して手短かに説明します。アリゾナ州は1912年にアメリカ合衆国48番目の州となりました。現在29万5,022平方キロメートルの面積に約660万人の人口を擁しています。アリゾナ州には、さまざまな種類の図書館があります。

- ・公共図書館：90 (建物の棟数は約200)
- ・公立学校内の学校図書館のメディアセンター：1,600
- ・大学、コミュニティカレッジ、キャリアカレッジ、および職業訓練学校の学術図書館：59
- ・企業図書館や官庁図書館など

アリゾナ州にある極めて重要な官庁図書館は、アリゾナ州州務長官府の一部門である文書館・公的記録局を兼ねているアリゾナ州立図書館です。この図書館はアリゾナ州の立法府の職員だけでなく、同州の全住民も利用することができ、公文書館、官庁出版物保管図

書館、州法図書館、キャピトル・ミュージアム、ならびに系図・地図のコレクションなどで構成されます。

この図書館では他にも、視覚・身体障害者に特殊サービスを、州機関やアリゾナ州全域の地方自治体に公文書管理プログラムを、アリゾナ州の学校図書館・公共図書館の利用者にデジタル資料 (データベースやオンライン辞典など) を、さらにはアリゾナ州の図書館専門職と図書館スタッフに継続教育の機会を提供しています (後述)。

アリゾナ大学の図書館情報学教育

ここで、アリゾナ大学の情報資源・図書館学部 (School of Information Resources and Library Science: SIRLS) について説明いたします。SIRLSはアリゾナ大学ツーソン校の社会行動科学部の一課程です。アリゾナ大学はアリゾナ州にある3つの公立大学のうちの1つで、州内では図書館情報学 (LIS) の専門課程を唯一提供しています。SIRLSは大学院課程であるため、学士号を取得してからでないと受講することができません。図書館情報学の研究を深めたい学生は、このプログラムで文系修士号 (MA) と博士号 (PhD) を取得できます。

SIRLSは修士レベルのLIS教育に最も力を入れていますが、学士レベルの図書館教育にも大きく貢献しています。デジタル情報学を重視する学生は、大学院課程だけでなく、学士課程のデジタル情報管理のオンラインプログラムやLISプログラムに参加できます。

ここでSIRLS誕生の経緯について説明します。教育学部内に図書館学校が創設されたのは1969年で、1971年に図書館学修士号が初めて授与されました。その翌年、この修士プログラムはALAの認可を得ました。1993年、図書館学修士号は、情報資源・図書館学の文系修士号に変更され、同年、ALAによって博士号が認可されました。1996年には図書館学校がSIRLSに変更されました。SIRLSでは修士レベルのLIS専門教育を提供します。このコースの内容は、図書館などの情報環境における知識・情報資源の形成、整理、管理、

アクセス、および利用に関わるサービスと技術の習得を重視するものです。キャンパスに通って履修することも、オンラインコースで学ぶこともできます。SIRLSでは図書館員の職務に的を絞り、「ライブラリアンシップ」、「アーカイブ」、「デジタル情報」といった科目を提供しています。

SIRLSの卒業生は、大学や短大の学術図書館、および法律図書館、公共図書館、学校図書館、ならびに病院、軍事、官庁、博物館などの専門図書館に勤務することができます。

- 学位取得の要件：各学生とそのアドバイザーは、プログラムの前期に、学生のキャリア目標に基づいて履修計画を作成します。大抵の科目は週3時間の履修で3単位を取得することができます。学生は6科目を履修し18単位を取得してから、正式な履修計画を提出します。
- 修士課程の学生は、必須のコースワークに加え、電子ポートフォリオを作成する必要があります。電子ポートフォリオを作成する目的の1つは、潜在的な雇用者に自身のスキルと実績を提示することです。そこにはプログラムで作成したWebサイト、プレゼンテーション、論文等の幅広いアイテムを盛り込むことができます。学位を取得するためには36単位（12科目）の履修を終了する必要があります。
- 科目の要件：学生は必須科目4つ、選択科目4つ、SIRLSの自由選択科目2つのほか、他のカリキュラムから選択した2科目を終了する必要があります。

全学生が受講することを求められる4つの必須科目は「図書館情報サービス概論」、「図書館・情報専門家の研究法」、「情報整理法」、「図書館・情報専門家の倫理」です。選択科目の12単位は、「情報サービスの管理」や「情報資源の評価」を含む多彩な科目から選ぶことができます。自由選択科目は、SIRLSが提供する科目の中から2科目を選ぶことができます。残りの単位は、論文、図書館でのインターンシップ、自由研究(I/S)、SIRLS以外の学部が提供する科目など、他の

カリキュラムから選択して取得することができます。

SIRLSは「Knowledge River」プログラムの元祖でもあります。このプログラムはヒスパニック系および米国先住民を対象とするもので、図書館および情報に関する問題の研究や、図書館員の募集および教育の中枢となっています。これまでに155人を超える奨学生がこのプログラムを終了しています。

継続教育

また、アリゾナ州の図書館スタッフには、アリゾナ大学のSIRLSの大学院プログラムに加え、継続教育の機会が多数提供されています。

• 図書館業務実践家の資格

アリゾナ州立図書館の文書館・公的記録局では、図書館業務実践家の資格（Library Practitioner Certification）を取得する機会を提供しています。これによりLISの学位を持たない公共図書館のスタッフは、職能開発プログラムに参加することにより、認定や資格を取得することができます。

要件：高卒資格、図書館における過去5年間で2,000時間の勤務経験（有給／ボランティア）、過去5年間の指定コア・コンピタンスにおける最低162時間の研修記録

コア・コンピタンスとは、小規模図書館や地方の公共図書館の優秀な図書館長や図書館管理者に求められる一連の知識とスキルを意味し、基礎、管理、サービス、収集、および技術などのカテゴリーで構成されています。図書館業務実践家の資格は3年周期で見直され、資格を更新するためには45時間のコア・コンピタンスの研修記録が必要となります。

• 図書館夏期講座

アリゾナ州立図書館では毎年、図書館夏期講座（Summer Library Institute）が開催されます。これはアリゾナ州全域の小規模図書館または地方図書館に勤務する、図書館学修士号を持たない公共図書館スタッフに、職能開発、研修、人脈形成の機会を提供す

る5日間の行事です。この行事では参加者のスキルと知識を高めるためのさまざまなテーマが取り上げられます。コースワークは図書館業務実践家に求められる上述のコア・コンピタンスをカバーするもので、図書館業務実践家の資格に適用することができます。

- 学校図書館メディア専門家の資格

アリゾナ州教育省は学校図書館メディア専門家の認定を行っています。資格要件には、図書館メディア教育プログラムを終了していること、アリゾナ州の有効な教員免許を取得していること、National Evaluation Series (NES) テストの学校図書館メディアに関する部分で合格点を取得していること、ならびに1年間の有効な指導経験などが含まれます。

最後になりましたが、アリゾナ州図書館協会 (AzLA) も、会議、プログラム、ワークショップを通じて、図書館専門職やのスタッフに幅広い継続教育の機会を提供しています。アリゾナ州のLIS教育の目標は、端的に言って、アリゾナ州の全図書館利用者に対して卓越した図書館サービスとリソースを提供することあり、アリゾナ大学におけるSIRLSプログラムの大学院専門課程、認定プログラムによる継続教育、ならびにAzLAが開催する会議やワークショップはすべて、この目標を実現するための手段です。

ご清聴ありがとうございました。ご質問などがございましたら、私どもの担当者のいずれかにご遠慮なくご連絡ください。

<報告(5)>

筑波大学図書館情報メディア研究科の紹介 — 図書館情報大学からiSchoolに至るまで

杉本重雄

(筑波大学図書館情報メディア研究科
・研究科長)

1 自己紹介

1970年代に京都大学大学院で情報工学を専攻し、1983年に図書館情報大学に着任した。もともとの専門分野はソフトウェア工学領域であったが、1990年代からは、インターネットが図書館情報学にとっては大きなチャンスではないかと感じ、デジタルライブラリ、メタデータ等の研究を開始して現在に至っている。幸いなことに、研究面でも、information schoolに関しても、海外のコミュニティと取り組める環境にある。

2 筑波大学図書館情報メディア研究科の概要

本研究科の前身である図書館情報大学の歴史は、1921年の文部省図書館職員教習所にさかのぼる。図書館情報大学は1979年に、学部と大学院（修士課程）を有する4年制の国立大学として設立された。博士課程は1999年に開設された。2002年に筑波大学と統合し、2007年、2011年の改組を経て、現在は図書館情報メディア研究科（大学院）と情報学群（学部）より構成される。

筑波大学では、大学本部の下に置かれた「系」に教員が所属している。着任当時の1983年頃には、50名弱の教員がいたが、そのうち20%程度が情報技術領域の研究者であり、半数以上が図書館情報学を含む人文社会科学領域の研究者であった。現在は、図書館情報メディア系の教員約60名のうち、情報技術領域の研究者は40%程度まで増加した。毎年、大学院の博士前期課程には40~50名、後期課程には10~20名が入学しており、Master of Science in Informatics、もしくはMaster of Science in Library and Information Studiesに相当する学位が取得できる。その他、現職者向けのキャリアアッププログラムや、留学生向けの英語プログラム等も開設している。

3 図書館情報学教育に関する個人的な視点

日本の場合、修士の学位と司書課程は異なるものである。また、図書館で働く場合に、必ずしも司書資格が要求されるわけではないなど、求人環境や雇用方法が異なるために、北米のプロフェッショナルスクール（専門職養成の大学院）のようなライブラリースクールは存在しない。本研究科の修了生でも、図書館に就職する人数は少ない。学類（学部）も同様である。従って、北米モデルとは異なる社会的意義を示していく必要があると考える。

4 過去を振り返っての個人的視点 — From L to I —

1970年代は図書館もコンピュータも、ともに情報を扱うことの重要性は認めていたが、情報技術が十分に成熟しておらず、両者をつなぐまでには至らなかった。1979年の図書館情報大学の設立は、両者をつなぐ取り組みの始まりであると捉えることもできる。1980年代は、今の国立情報学研究所の前身である学術情報センターが設立されるなど、図書館情報システムやサービスの開発が進められ、図書館の情報をシステムの中に入れて、大きなデータベースを作ってサービスしているという時代であった。ただし、図書館そのもののマネジメントとコンピュータは、依然として分離していたと思う。1990年代には、Webの開発と発展により非常に大量のデータが作り出されたことや、WWWやモバイル機器が発展し、どこにいても情報にアクセスできる環境が作り上げられたことなどにより、人々は図書館、本、コンピュータのプログラムなどの存在を全く考慮せず、単に「使える情報を使う」という意識になった。このことは、それまでLibrary islandとICT island という2つの違う島が橋で結ばれていた状態が、ウェブの登場により、島の間にある海が次第に埋まって完全に地続きになり、さらに、Data Science、Scientific Data、Digital Humanities、Digital Curation、Digital Librariesなどの様々な領域が、「情報（information）」によって繋がっているイメージとして表すことができる。このような状況において図書館は、様々なデジタルデータの提供を30

年後、50年後までも保障するという、従来の図書で行ってきたことと同様の独特の役割を果たすことも考えられる。

5 iSchoolについて

iSchoolは、情報に関わる研究志向の大学院組織（information school）による世界的コンソーシアム（<http://ischools.org/>）であり、2014年10月時点で59組織が参加している。東アジアでは、韓国3組織、中国3組織、シンガポール1組織、そして日本は本研究科が所属している。1990年代中頃には、ミシガン大学のSchool of Information and Library StudiesがSchool of Informationとなり、続いてピッツバーグ大学がSchool of Information Sciencesとなるなど、Libraryを名称から外す傾向が現れ始めた。組織としてのiSchoolが作られたのは2000年代に入ってからである。iSchool参加組織の約80～90%は図書館情報学を基盤とした組織である。Information schoolの特色を理解するには、情報通信技術、情報資源（コンテンツ）、人とコミュニティ、の3つの要素と、それらの中心要素として情報があるというイメージで考えればよい。

本研究科は、iSchoolのなかでは世界的にも大規模な組織であり、いわゆる伝統的な図書館情報学からのアプローチで研究を行うとしても、様々なバックグラウンドの研究者が近くに居るという「学際性」を有することが大きな特色である。また「国際化」という点では、iSchool以外にもCiSAPというアジア太平洋地域のinformation schoolをつなぐ草の根的な連携に取り組んでいる。こうした国際的な環境作りを進めることで、大学院生、学部生が、常に海外の状況に接する場を作っていきたいと考えている。大学の中でいかに生き残っていくかという点からも、図書館情報メディア研究科のアイデンティティを明確に示すことを常に考えていかなければならない。その点からも、国際連携によるアイデンティティの明確化、すなわちブランド化は重要であると考えている。

質疑応答

(敬称略)

司会：杉本重雄

杉本：まずユン氏に対して、国家試験制適用モデルに関する2つの質問をいただいている。一つは、国家試験1級の合格者に対して、どのような館種の職位や仕事内容を想定しているか。もう一つは、1級から3級というふうに職別された場合に、現在の現場で担当する業務があるか。

ユン：現在、館種別に職務分析を行っている。1級司書の合格者に対しては、インセンティブを与えるために、高いレベルの職務を設定する必要があると考えている。

杉本：続けてユン氏へ。国家試験制による新しい資格制度へ移行する場合に、現行制度で資格を取得して働いている人たちはどのようになるのか。

ユン：国家試験制は、現行の司書職採用時の条件が、準司書でも1級正司書でも同じ扱いであるという不平等な状況を改善するためのものである。現在は、例えば2級正司書で10年以上の経歴がある人や、修士の学位を持っている人たちを1級司書とする場合などの、ガイドラインの作成を考えている。

杉本：今の話は、先ほどのアリゾナ州での継続教育の話や、日本の現職者教育とも関係していると思う。次の質問は、ヤング氏へ。オンラインでの学位取得者は、雇用形態や賃金という点で、オンキャンパスの学位取得者と同等なのか。

ヤング：オンライン、オンキャンパスは、いずれも同等である。オンラインの場合でも、卒業前にインターンシップやボランティアの経験が求められるなど、face-to-faceの教育は重視されている。

杉本：続けてヤング氏へ、iSchoolではLibraryという名称が除かれる傾向にあるようだが、日本でもありうるのか。

ヤング：この傾向は、図書館情報学の領域が縮小したのではなく、図書館を含む情報学分野の領域が拡大したということだと思う。従って、たとえLibrary

という名称が消えたとしても、図書館の存在を支持(アドボカシー)していく要素は残されていると思う。

杉本：iSchoolは、ある種のブランド名であり、例えばイリノイ州立大学やノースカロライナ大学など、いわゆるトップランクの大学ではLibraryを残している。iSchoolの要件は、研究をすること、従って博士課程を設置していること、そして、外部資金を獲得していることである。このことは、図書館情報学の領域が、「情報」の分野で新しいことを開拓している、すなわち情報専門職の養成だけではない、ということを示す上で重要であると思う。例えば政府のデータや研究成果のデータなどの保存に関する研究を担うのは図書館情報学の領域だ、と名乗り出られるようではなければならない。

次にニコルソン氏に対して、「IFLAトレンドレポート」には「トレンド1：新しいテクノロジーは、拡大すると同時に、情報にアクセスする人を限定するようになる」とあるが、情報にアクセスできない人々に対して、図書館はどのような役割を果たすべきか。

ニコルソン：図書館は、デジタル情報へのアクセスを支援すると申し出る(offer)とともに、アルゴリズム(利用者の統計)などを参考にしながら対応することが考えられる。

杉本：様々な情報に対するアクセスを支援するという図書館の役割は変わらない、ということだと思う。最後の質問は「現在、司書資格取得のため勉強している学生は、具体的にどのようなことを考えながら学んでいくべきだと思いますか。また学生のうちに将来司書になるために授業、講義以外にしておくべきこと、考えるべきことはありますか」である。

ハンフリーズ：図書館でのボランティアワークが良いと思う。他に、図書館で働いている方にアドバイスを求めることや、専門家が参加するような大会で人脈を作ること、専門書を読むこと、役立ちそうな講義を受講することも役立つと思う。

プフェンダー：私自身は大学で生物や化学を勉強したことが、就職の際の強みになった。図書館以外の分

野の勉強も勧めたい。

ヤング：この全国図書館大会などは、将来面接をする人に会う機会かもしれない。「図書館は無くなる」という人もいるが、決してそんなことはない。皆さんには明るい未来が待っているので、しっかり勉強をしてほしい。情報環境の変化をよく理解すること、図書館を社会全体のコンテキストの中で理解することも重要である。

ユン：全てのアドバイスはもっともだと思う。ただし、それらを全部実行しようとする、年を取ってしまうことだろう。国ごとに司書の置かれた環境は違うため、まず、どこの国の司書になりたいのか、日本なのか、どこか外国なのか、それとも国連で仕事をしたいのかを定め、その目標に合わせた勉強の仕方を見つけるとよい。

杉本：司書資格や図書館情報学修士の学位を取得することはスタートであると考えて、常に新しいことにチャレンジする姿勢を失わないことが大事だと思う。また、例えば途上国など、積極的に海外の状況を見て、私達の情報環境との違いを知ることは、知識やスキルを高めることになると思う。これをもって、まとめとしたい。ありがとうございました。

(文責：荻原幸子)

..... 参加者の感想

世界標準の図書館情報学教育

角田裕之(鶴見大学)

第100回全国図書館大会で開催された図書館情報学教育部会では、国際図書館連盟(IFLA)のジェニファー・ニコルソン氏、韓国図書館協会(KLA)のユン・ヒュン氏、アメリカ図書館協会(ALA)のコートニー・ヤング氏、米国アリゾナ州図書館協会(AzLA)のジョン・プフェンダー氏、及び、アレクサンドラ・ハンフリーズ氏から「世界の図書館情報学教育」の報告があった。

興味深い発表を3つ紹介する。まず初めに、韓国の司書資格区分と国家試験制である。韓国では大学などの教育課程により、1級正司書、2級正司書、準司書の3つに区分している。これを大学の図書館情報学副専攻であれば3級司書、主専攻であれば2級司書と国家試験受験資格、合格者すれば1級司書が取得できるように制度改革を検討している。国家試験を導入することより能力を明確化でき、合格者の就職や待遇などの改善が期待できるであろう。司書の労働条件が厳しい日本でも国家試験の導入を検討する時期が訪れたのかもしれない。

次に、ALA認定修士プログラムとインフォメーション・スクール(iSchool)プログラムである。ALAは米国、カナダ、プエルトリコの図書館情報学修士プログラムについて認定している。近年、プログラムが他専攻に統合される傾向がある。そのなかで、iSchoolは情報技術、インフォマティクス、情報科学等の分野に重点を置くが、多くのiSchoolがALAに認定されている。図書館の文字が付く専攻、学部や学科が減少した日本にこそ、社会の要請に応え図書館学に加え情報学を充実させ、図書館情報学教育を継続する道の模索が必要であろう。

最後に、米国アリゾナ州における継続教育である。

図書館情報学の学位を持たない公共図書館員でも、要件を満たせば、職能開発プログラムに参加することによって、図書館業務実践家資格 (Library Practitioner Certification) を取得できる。また、図書館夏期講座の参加や学校図書館メディア専門家資格の認定もある。一旦、図書館員として勤めると、スキルアップする機会が少ない日本において、リカレント教育による継続教育が求められているのではないだろうか。

グローバルな図書館の世界とアリゾナ州との図書館員交流

小 泉 徹

(元JLA国際交流委員長、立教大学図書館)

IFLA事務局長、ALA会長、韓国図書館協会会長などが揃って日本に参集したのは、1986年のIFLA東京大会以来ではないだろうか。

ALAは1876年設立の世界初の図書館協会であり、JLAは1892年設立、IFLA国際図書館連盟の設立は第一次大戦後の1927年である。IFLA事務局長の挨拶に日本は最も古い加盟国のひとつであるとあったが、戦前かなりグローバルであった日本からは、IFLA年次大会に図書館長や内務官僚などが参加している。韓国図書館協会は、今年が結成40周年ということだが、1970年代にはアジア・南米などで図書館協会が相次いで設立されてIFLAも組織的に大きくなった。

ところで、今回、アリゾナ図書館協会からの招待者があったことに戸惑いを感じられた参加者もいたかもしれない。アリゾナ図書館協会は、JLAが毎年図書館員の交換海外研修を行っている唯一の団体である。1999年に、情報学教育部会の会員である志保田務氏のボランティアな活動をJLAが継承した形で始まった。図書館員の現職教育という意味では、最も強力にサポートしてくれている団体でもある。

(<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/kokusai/toshokanzasshi201004.pdf>参照)

今回のシンポジウムでは、IFLA事務局長やALA会

長による発表では、電子化される国際図書館界の動向や今後の見通しが語られ、世界の図書館はまさに情報のグローバル化に導かれているように思われた。だが、アリゾナ州の現況や韓国の専門職制度の状況などを聞くと、各国の図書館学教育もそれぞれ特徴があるのを感じた。IFLA東京大会が行われた時代ほど各国に違いは少なくなっているが、やはり文化や歴史の多様性をより感じさせてくれるのも、国際会議の持つもっとも魅力的な部分だとあらためて印象づけられた。

……… 参加者のアンケートから ………

回収できたアンケート 47名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会・図書館情報学教育部会会員	5名
上記以外の日本図書館協会会員	7名
日本図書館協会非会員 (一般)	2名
日本図書館協会非会員 (学生)	31名
不明	2名

質問2 テーマの設定について

	部 会 員	協 会 員	非 会 員	学 生	不 明
適切であった	4	6	2	29	0
適切でなかった	0	0	0	0	1
どちらともいえない	1	1	0	2	0
無 回 答	0	0	0	0	1

質問3 集会の内容について

	部 会 員	協 会 員	非 会 員	学 生	不 明
適切であった	5	5	2	28	0
適切でなかった	0	0	0	0	0
どちらともいえない	0	2	0	3	1
無 回 答	0	0	0	0	1

質問4 今回の集会に関するご意見

- 海外の専門職としての図書館情報学教育プログラムの様子、日本との違いなどが分かり、有意義だった。
- 逐次翻訳は、ほぼ配布された日本語配布資料でカバーされており、不要だったのではないか。その時間を後のパネルディスカッションに回すほうがよかった。
- 他の部会へ抜けようと思っていたが、興味深い話ばかりで、抜けるのをやめた。
- 図書館情報学教育を受けた学生のプログラム受講後の進路を、報告の時間に詳しく盛り込んでほしい。
- 学部名にLibraryが減るのは、日本も同様な状況で、とてもさみしい気がする。
- ALAや韓国の事例は参考になったが、筑波大の事例は今回のテーマからは外れていた。
- シャンティ国際ボランティアの活動報告を聞く分科会に参加し、とても良かった。できればもっと聞きたいので、午前・午後通しの分科会にしてほしい。
- 第10分科会に参加する人は、事前にIFLAのガイドラインに目を通しておくなど課題図書を出しておく、もっとよかったと思う。
- 資格取得システムだけではなく、カリキュラムの内容比較も知りたかった。
- あらためて、海外の図書館の事情に目を向けることの大切さを学んだ。新しい動向に目を向け、情報を更新していくことで、自分の目標を立てるきっかけになった。
- 海外における図書館情報学、図書館司書の在り方が、日本とは少し違っていたのが、とても興味深かった。日本では学部単位で資格が取れてしまうなど、海外に比べると司書の価値が低く扱われているのかな、とも思った。

質問5 今後の部会の活動に対するご意見

- リカレント教育の内容やあり方を知りたい。日本のように非専任が海外でも増えているのかいないのか、その人たちのリカレント教育・スキルの保証はどうなっているのか。

- 今後の図書館情報学教育はいかにあるべきか、司書養成およびカリキュラム問題、学校司書の養成とカリキュラム問題などを討議すべき。

指定寄付のお願い

本年度より部会費に代わりお願いして参りました指定寄付について、おかげ様で2014年1月1日現在、50件（総額262,000円）のご寄付を賜りました。厚くお礼申し上げます。部会活動を充実させるために、有効に使う所存です。

また、指定寄付は年間を通じて受け付けております。引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

お知らせ

紙媒体で発行してまいりました『会報』は、本号をもちまして終刊となります。これまでの長きにわたり、寄稿者として、読者として、また様々な形でご支援くださいました皆様に心より感謝申し上げます。

次号からは、部会ホームページを通じ、新たな形態で発行いたします。どうぞご期待ください。

2014年度 第2回研究集会のご案内

日時： 2015年3月28日（土）（時間未定）

会場： 東京都内（予定）

テーマ： 学校司書養成のあり方を考える

趣旨： 2014年6月、学校図書館法が改正され、その第6条において学校司書についての規定が設けられた。また、その附則では「検討条項」として学校司書の資格の在り方の検討が求められている。

当日は学校図書館の働き、そして司書教諭との関係を踏まえた上で、学校司書の養成について検討・議論していきたい。今回は特に、司書教諭・学校司書に求められる資質能力を踏まえた上で、養成教育のあり方の全体像を俯瞰し、さらに具体的な検討に進むための道筋について、参加者とともに議論を深めていきたい。

予定されているプログラム：

1.「学校図書館職員養成において扱われる知識と技術（仮）」庭井史絵（慶應義塾大学普通部、登壇者）、仲村拓真（青山学院大学大学院）、小田光宏（青山学院大学）、堀川照代（青山学院女子短期大学）、間部豊（帝京平成大学）／2.「学校司書の養成における現職者の再教育について（仮）」川原亜希世（近畿大学）／ほか（決まり次第、教育部会HP「行事案内」に掲載します） <<http://www.jla.or.jp/tabid/276/events/tabid/368/Default.aspx>>

参加費： 申込日（3月21日（土））までに、当部会への指定寄附をいただいた方 無料

（なお、2015年度分の指定寄附は、改めて、3月22日以降にお願いします）

上記以外の方 部会員 1500円、非部会員 2000円、非JLA会員 3000円

申込： 研究集会に参加ご希望の方は、「お名前」「部会員か否か、否の場合、JLA会員か」「ご所属」を明記の上、**3月21日（土）**までに、申込窓口（jla.delis@gmail.com）（担当：三浦）までメールにてお申し込みください。（件名に「教育部会参加希望」と明記のこと。）

シンポジウムのご案内

日時： 2015年3月26日（木）13:00～17:00（開場12:30）

場所： 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学本郷キャンパス 赤門総合研究棟A200番教室

テーマ： 図書館情報学と専門職養成を考える

『図書館情報学教育の戦後史—資料が語る専門職養成制度の展開—』刊行を記念して—

主催： 東京大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室

後援： 日本図書館協会図書館情報学教育部会、日本図書館情報学会

内容： 戦後の図書館情報学教育および司書・司書教諭養成史を包括的に振り返る基調講演、近年の情報専門職の国内外の動向に関する報告、若手研究者からみた養成教育のあり方に対する考えを探るパネルディスカッションなど

登壇者： 根本彰、吉田右子、古賀崇ほか

参加費： 無料

申込： 3月12日までに、<http://goo.gl/forms/gR12DHoh7N> よりお申し込みください。

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子
Tel. 06-6368-0467 E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp